

平成20年度

第1回 埼玉県公共事業評価監視委員会

平成20年11月7日

埼玉県県土整備部技術管理課

第1回 埼玉県公共事業評価監視委員会

日時：平成20年11月7日（金）

13：30～16：35

場所：埼玉会館2階ラウンジ

議 事 次 第

- 1 開 会
 - (1) あいさつ
 - (2) 出席者紹介
 - (3) 会長あいさつ
- 2 議 事
 - (1) 審議の進行について
 - (2) 県土整備部公共事業評価検討会議対象事業の審議
 - (3) 都市整備部公共事業評価検討会議対象事業の審議
- 3 その他
 - (1) 国庫補助河川事業の再評価について（報告）
- 4 閉 会

出席者名簿

（出席）

- | | | |
|-----|-------|-----------------|
| 会 長 | 屋井 鉄雄 | （東京工業大学大学院教授） |
| 委 員 | 室久保貞一 | （埼玉経済同友会専務理事） |
| | 藤原 梯子 | （NPO水のフォーラム理事長） |
| | 秋吉 祐子 | （聖学院大学教授） |
| | 田中 規夫 | （埼玉大学教授） |

県幹部職員

永田 喜雄	(県土整備部長)
堀本 一夫	(県土整備部副部長)
朝堀 泰明	(県土整備部河川砂防課長)
水村 正和	(県土整備部河川砂防課主幹)
園田 誠司	(県土整備部河川砂防課主幹)
大谷 芳久	(県土整備部河川砂防課主任)
田中 潔	(県土整備部河川砂防課技師)
岩崎 康夫	(県土整備部道路街路課長)
西成 秀幸	(県土整備部道路街路課主幹)
根岸 幸司	(県土整備部道路街路課主査)
石塚 高弘	(県土整備部道路街路課主査)
安原 譲二	(県土整備部道路街路課主任)
秋葉 直明	(県土整備部県土づくり企画室副室長)
吉岡 博之	(県土整備部県土づくり企画室主幹)
鈴木 水弘	(県土整備部県土づくり企画室主査)
毛須 知之	(県土整備部県土づくり企画室技師)
吉村 直樹	(都市整備部副部長)
松本 勝雄	(都市整備部市街地整備課長)
小林 一富	(都市整備部市街地整備課主幹)
小野寺貴郎	(都市整備部市街地整備課主査)
片倉 久徳	(都市整備部市街地整備課主任)
中川 大	(都市整備部市街地整備課主任)
天沼 貞良	(桶川市西部区画整理推進事務所 (桶川市上日出谷南地区担当) 主査)
山田 謙二	(桶川市東部区画整理推進事務所 (桶川市坂田西地区担当) 主席主任)
佐々木一弘	(和光市都市整備課 (和光市中央第二谷中地区担当) 副主幹)
佐藤 健一	(上尾市区画整理課 (上尾市大谷北部第二地区担当) 主査)
山口 文平	(都市整備部下水道課長)

神山 真一 (都市整備部下水道課主幹)

坂巻 雅夫 (都市整備部下水道課主査)

高木 基史 (都市整備部下水道課技師)

事務局

池田 秀生 (県土整備部技術管理課長)

午後1時30分開会

○事務局(池田) それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成20年度第1回埼玉県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます県土整備部技術管理課長の池田秀生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議資料についてでございますが、事前に配付させていただいたもののほか、追加資料はございません。

それでは、初めに、本日ご審議をいただきます県土整備部、都市整備部公共事業評価検討会議を代表いたしまして、永田喜雄県土整備部長からごあいさつを申し上げます。

○永田部長 県土整備部長の永田喜雄でございます。

本日は、それぞれ委員の先生方におかれましては、お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。また、先ほどは継続の先生もいらっしゃいますし、また新任でお願いした先生もいらっしゃいます。大変お忙しい中、またいろいろな意味でご審査をいただくわけでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年度から、国庫補助事業に加えまして、県単独事業の再評価を実施することといたしました。数も28件ということで、大幅に増加いたしました。我々といたしましては、この件数一遍にやるのではなくて、いろいろと工夫しながらご指導を賜りたいというふうに思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

事業着手から一定期間が経過した公共事業について、さまざまな角度から再評価を実施し、その結果に基づきまして必要な見直しを行ったり、公共事業の効率性をさらに一層よくするというので、またあわせて実施の過程の透明性を高めるなど、これらを目的に平成10年度よりこの埼玉県の公共事業評価監視委員会がつくられたわけございまして、以来、公共事業の再評価に取り組んできたところでございます。

今まで、都合433件の公共事業の再評価を実施してまいったところでございます。この間、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。この中には、事業を取りやめたり、休止した案件もございました。また、ご注意いただきながら、その観点で一所懸命整備をしていって、非常に社会資本として充実をし、地元にも喜んでもらっている事業がたくさんございます。

また、この公共事業を取り巻く環境は、依然として事業費も厳しいところでございますが、いろいろな意味で厳しい状況でございます。これからも、厳しい事業費の中ではございますが、さまざまな角度から住民の方々の意見も十分参考にしながら、幅広い要望を的確に把握いたしまして、事業を展開していきたいと。また、高齢化社会の観点も十分組み入れながら、事業を展開していきたいというふうに考えております。

今年度におきましても、効率的、効果的な執行を図るためには、皆様のご理解、またご指導を賜りまして、適切な事業の執行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（池田） ありがとうございます。

続きまして、平成20年8月1日から平成22年7月31日までの任期でご就任いただきました委員の皆様を事務局資料の「委員名簿」によりご紹介させていただきます。

初めに、このたび新たにご就任賜りました3名の委員をご紹介させていただきます。

埼玉経済同友会専務理事の室久保貞一委員でございます。

○室久保委員 室久保でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 埼玉大学大学院理工学研究科教授の田中規夫委員でございます。

○田中委員 田中です。よろしくお願い致します。

○事務局（池田） 芝浦工業大学工学部土木工学科教授、岩倉成志委員でございますが、本日は欠席でございます。

続きまして、再任されました委員の皆様をご紹介させていただきます。

埼玉弁護士会所属、伊藤一枝法律事務所弁護士、伊藤一枝委員でございますが、本日は欠席でございます。

NPO法人水のフォーラムの理事長、藤原悌子委員でございます。

○藤原委員 藤原でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（池田） 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授、屋井鉄雄委員でございます。

○屋井委員 屋井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 聖学院大学政治経済学部政治経済学科教授、秋吉祐子委員でございます。

○秋吉委員 秋吉です。よろしくお願いいたします。

続きまして、県土整備部評価検討会議幹部職員を紹介させていただきます。

県土整備部副部長の堀本一夫でございます。

○堀本副部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 道路街路課長の岩崎康夫でございます。

○岩崎課長 岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 河川砂防課長の朝堀泰明でございます。

○朝堀課長 朝堀です。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 次に都市整備部評価検討会議幹部職員を紹介させていただきます。

都市整備部副部長の吉村直樹でございます。

○吉村副部長 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 市街地整備課長の松本勝雄でございます。

○松本課長 よろしく申し上げます。

○事務局（池田） 下水道課長の山口文平でございます。

○山口課長 山口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） 以上で出席者の紹介を終了させていただきます。

では、ここで議事に入る前に、当委員会の会長を選出させていただきたいと存じます。

会長選出に当たりましては、埼玉県公共事業評価監視委員会の要綱第5条第1項に基づきまして、委員の互選により定めることになっております。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

○秋吉委員 屋井鉄雄先生を推薦させていただきたいと思えます。

○事務局（池田） 屋井委員を会長にとのご推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局（池田） それでは、会長を屋井委員にお願いしたいと存じます。

席の移動をよろしくお願いいたします。

（屋井委員、会長席へ移動）

○事務局（池田） なお、永田県土整備部長につきましては、所用がございまして、ここで退席とさせていただきます。

それでは、まず初めに、新会長にごあいさつをお願いします。

なお、議事の進行につきましては、当委員会要綱第6条第1項の規定によりまして、屋井会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○屋井会長 ご指名いただきましたので、あいさつをさせていただきたいと思っております。ちょっと今日は午前中、埼玉研修所のほうで2時間強講義をしまいで、ちょっと声がつぶれぎみでありまして、申しわけありません。ご指名いただいたということもあって、この会の進行役、座長を務めさせていただきます。

私も、結構長いこと、これには関わらせていただきまして、平成10年というお話がありましたけれども、心境を正直に申し上げると、学生が卒業式間近になって急に、お前実は単位が足りないぞと、もう少し大学にいろと言われていたような心境でございまして、これわかっていただける方とわかっていただけない方と両方いらっしゃると思っておりますけれども、そういう心境でありまして、岩本先生のような進行はうまくはできないかもしれませんが、できるだけ早く追試も受け、単位も取って、卒業させていただけるように頑張っていきたいとは思っておりますので。

一方で、大変重要な評価監視委員会の業務であることは認識しておりますし、それから埼玉県の中の事業、これはさまざまな部門、非常に重要で、その必要性や重要性をもっともっとアピールすべきことも多いこともわかっております。

「評価監視」という言葉になっておりますけれども、ぜひそういった点にも貢献できるようなご提案であるとか、あるいは評価そのものの、もう8年、10年とこうやってきていただいているわけですので、新しい取り組み等、さまざまな提案をこちら側からもできることがあるのではないかと思います。そういうことで従来目立たない学生であったんですけども、もう少し卒業が早くできるようにいろいろと申し上げていきたいなと思っておりますので、耳ざわりなこともあろうかと思いますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

簡単でございまして、あいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、早速、会議の公開についてという、これはいつもやっておりますけれども、傍聴人の方がいらっしゃるかどうかお聞きしなければいけないんですね、今日はいかがでしょうか。

○事務局（池田）今のところ、傍聴人の申し出はございません。途中で何かありましたら、また連絡させていただきます。

○屋井会長 はい、わかりました。

そうすると、まず今日の審議に先立って、議事次第がありますよね、この1番。そうしますと、この審議の進行について、この説明からお願いすればよろしいでしょうか、よろしくをお願いします。

○事務局（池田） それでは、説明させていただきます。

本年度は、第1回及び第2回委員会で各事業担当課から説明しまして、その都度ご審議をいただきまして、現地視察を踏まえ、第3回委員会で最終的な意見を取りまとめ、お願いしたいと考えております。

本日、第1回の進行につきましては、お手元の資料1をご覧ください。

2の（1）審議の進行の次に、2の（2）県土整備部評価検討会議審議依頼案件の概要説明に続きまして、各事業担当課から個々の案件についてご説明いたします。

その後、委員さんの皆様にご審議をお願いいたします。

続きまして、2の（3）都市整備部評価検討会議の審議案件を同様に進めてまいります。

最後に、3のその他で報告事項及び第2回以降の委員会の開催予定についての事務連絡をしたいと存じます。

以上、簡単でございますが、審議の進行についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか、こういう手順でやっていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、早速、議事の2番目に入らせていただきます。これは県土整備部の対象事業の①「審議依頼案件の説明」というところです。

それでは、概要説明につきましては、県土整備部公共事業評価検討会議議長代理の堀本副部长にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○堀本副部长 それでは、県土整備部に関する事業の概要と、部内での検討結果につきましてご説明いたします。

お手元の資料の初めの赤いラベル、県土整備部評価検討会議資料、最初の赤いラベルでございます。それを1枚めくりますと、資料2の2枚目、それをもう1枚めくっていただきますと、A3サイズの様式1がございます。

本日、ご審議いただきますのは再評価対象事業の一覧表となっております。今年度、再評価を実施いたします事業は道路事業、河川砂防事業合わせて5件ございます。道路改築事業

といたしましては、番号201の一般国道254号和光富士見バイパスの1本、河川砂防事業といたしましては番号202の総合流域防災事業、狭山市の根岸地区、そして番号203から205までの地すべり対策事業、皆野町の金崎、桜ヶ谷、中の沢の3地区でございます。

表の中ほどの事業分類、ちょうど真ん中あたりなのですが、その中には2となっている番号202につきましては、事業採択から10年経過しており、今回初めての再評価ということになります。また、分類が4となっている番号の201、203、204、205の4件でございますけれども、それぞれ事業が長期化しております、平成10年度及び15年度に続いて、今回で3回目の再評価に当たります。それぞれの事業の詳細につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。

続きまして、これらの事業の再評価の検討状況についてご報告させていただきます。

去る9月4日に県土整備部公共事業評価検討会議を開催いたしまして、事業の必要性や今後の進捗見通しなどの観点から慎重に検討を行いました。その結果、それぞれの事業は交通の円滑化や経済活動の活性化、県民生活の安心・安全の確保などに不可欠でございます、その整備効果が期待できる重要な事業であることなどから、対応方針案としては継続とさせていただきます。委員の皆様方には、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして個々の案件、この説明を事業担当課長にお願いいたします。

○岩崎課長 道路街路課、岩崎と申します。よろしく申し上げます。

それでは、道路改築事業でございますけれども、個別案件に入る前に道路改築事業につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、道路は県民の日常生活や社会経済活動を支える重要な社会基盤でございます。活力ある地域づくりや都市の骨格を形成する最も基本となる施設でもございます。この道路改築事業につきましては、道路の拡幅、それから線形の改良、それから橋りょうの架け替え、バイパスの整備などを行いまして、道路機能の向上に寄与するものでございます。

事業の効果でございますけれども、道路の狭隘な箇所、屈曲部、交差点などでの渋滞の解消、それから走行速度の向上などでございます。また、高速道路のインターチェンジへのアクセスの向上によります広域的な連携の強化ができるということでございます。

さらに、橋りょうの架け替えによりまして、道路の安全性の確保などが図れるというものでございます。

それでは、個別案件201番の一般国道254号、和光富士見バイパスにつきましてご説明をさせていただきます。

お手元の評価概要資料をご覧くださいと思います。

本事業は、道路改築事業でございます、路線名は一般国道254号和光富士見バイパス、事業箇所は和光市、朝霞市、志木市、富士見市でございます。この事業は昭和59年度に採択されまして、今年度で25年が経過をいたしております。前回の再評価から5年が経過したところでございます。

この事業概要ですが、本事業は一般国道254号を初め、周辺道路の交通混雑の緩和を図りますとともに、東京外かく環状道路へのアクセス強化を図るバイパスといたしまして整備を進めております。

ここで、スクリーンをご覧くださいと思います。

再評価の対象区間でございますが、赤で表示された箇所でございます。一般国道298号から県道朝霞蕨線までの区間を第1期整備区間、それから県道朝霞蕨線から一般国道463号までを第2期整備区間といたしまして、この路線を2工区に分けて事業を実施しているところでございます。

お手元の評価概要資料をご覧くださいと思います。

事業内容は、総事業費600億円、事業期間は平成29年度まで、延長が6.85km、幅員は36mから42mでございます。車線数は4車線でございます。

事業実施上の問題点でございますが、朝霞調節池をまたぐ箇所におきまして、平成13年度に野生生物のオオタカの存在が確認されましたので、調節池の構造の再検討が必要となりまして、道路構造の決定までに時間を要したところでございます。現在は、スクリーンのほうで見ていただきますと、(仮称)朝霞大橋の下部工事が完了いたしております、順調に事業が進んでいるところでございます。

再評価項目でございますけれども、社会経済情勢等の変化の欄では、一般国道254号の現道でスクリーンにございますように、このような慢性的な交通渋滞が発生をしております。また、平成21年8月には本事業区間の北側に当たります富士見川越有料道路が無料開放されることになりまして、今後さらなる交通需要の増加が見込まれるところでございます。

事業の投資効果でございますけれども、B/Cは3.26となっております。

事業の進捗でございますが、事業費ベースで全体で59.4%、用地72%、工事27.6%となっております。これまでは、総事業費1,000億円、6車線という整備計画のもとで事業を実施

してまいりました。しかしながら、事業着手から長い期間が経過いたしまして、社会経済情勢の変化を踏まえまして、平成19年度に広く地元の住民などの意見を伺い、道路の基本構造を検討してまいりました。その結果、県といたしまして道路の基本構造を平面4車線という構造に決定し、総事業費を600億円としたところでございます。

事業の見込みの視点でございますが、当面は東京外かく環状道路から県道朝霞蕨線までの第1期整備区間につきまして、平成21年度の供用開始に向けて事業を推進しております。

コスト縮減や代替案等の可能性でございます。この和光富士見バイパスは、県南西部地域を南北方向に広域的に連携する都市計画道路として位置づけられております。第1期整備区間は、先ほど申し上げましたように平成21年度の供用開始を目指して鋭意工事を進めているほか、第2期整備区間につきましても用地買収は面積ベースで約52%と、着実に進捗をしておりますので、代替案につきましてはございません。

以上、対応方針といたしましては、繰り返しになりますが、このバイパスが県南西部地域の骨格をなす道路ということで、本県の幹線道路ネットワークを形成する上で不可欠な道路でございます。また、沿線の市で構成をいたします建設促進期成同盟会からも建設促進の要望がございます。県では、これらを勘案し、本バイパスの必要性、重要性は高く、今後も早期完成を目指して事業を継続してまいりたいというふうに考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○朝堀課長 続きまして、河川砂防課の朝堀でございます。よろしくお願いたします。

まずは、総合流域防災（急傾斜地）事業について説明させていただきます。

まず、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災で行っている事業でございますが、この事業の目的は崖下にある人家や道路などの公共物等々を崖崩れから守るということを目的にございまして、県内、今のところ2,907カ所の急傾斜地崩壊危険個所がございます。

一般的な対策方法といたしましては、下のほうの写真にも載せてございますが、擁壁工、それから法枠工などがございます。

それでは、評価案件202の根岸地区について説明させていただきます。青いインデックスで202の評価概要資料をお開きいただきたいと思います。

この事業、採択後10年が経過した事業でございますが、今回初めて再評価にかかった事業でございます。当地区は、2ページにございますとおり、狭山市役所から西方へ約3kmのところに位置してございます。

4ページにございます写真①、②のように、ちょっとわかりにくうございまして申し訳ご

ございませんが、非常に斜面が崩れやすい状況になってございまして、後ほど申しますように崖の下には人家等がございますから、非常に重要な地区だというふうに認識してございます。

目的は、先ほど事業の説明で説明したとおりでございまして、必要性でございまして、主には保全対象に人家、道路等がございます。また、災害時要援護者に分類される幼稚園がございまして、斜面崩壊が生じた場合に非常に大きな影響が出るというふうに考えてございます。

事業の内容ですが、総事業費が3億4,000万円、事業期間は平成25年度を予定しております。主な対策方法といたしましては、4ページの写真③、④にございますような法枠工、それからグラウンドアンカー工、ロックボルト工でございます。

事業の投資効果でございますが、B/Cが3.10になってございます。進捗事業につきましては事業費ベースで69.7%、工事で69%となっております。

なお、当初計画から事業費が2億円から3億4,000万円に増加しておりますが、当地区におきましては当初、比較的簡易な鉄筋挿入工を考えていたのですが、現地に入りまして斜面の状況を詳細に調査しました結果、グラウンドアンカー工に変更したことが原因で事業費が増加しているものでございます。

事業の見込みの視点でございまして、当地区は用地を寄附によって取得してございまして、未対策箇所につきましても、この寄附による用地取得が円滑に進めば、現在の予算等々から判断いたしますと、平成25年度で事業が完了させることができるというふうに考えてございます。

代替案につきましては、先ほども言いましたように地形の状況、それから斜面の状況を考えますと、構造物による法面保護工が有効であるというふうに考えてございまして、今行っている工法が一番有利ではないかというふうに考えてございます。

対応方針案でございまして、これも繰り返しになりますが、斜面崩壊が生じた場合に、下の幼稚園を初め人家もございますので、人命にかかわる重大な被害が生じるというふうに想定される地区でございまして、対応方針案といたしましては継続で考えてございます。

以上で総合流域防災（急傾斜地）事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、ここからの3件は地すべり対策事業になります。地すべり対策事業につきましては、目的は地すべりの被害が生じている地区におきまして、これを防止するような施設の整備を行って、被害を軽減、除去して、人家とか、公共物とか、河川、道路等の保全を図るということでございまして、県内に110カ所の地すべり危険地区がございます。

一般的な対策方法といたしましては、例えば地すべり地形を全部切ってしまうとか、それから一番下に押え盛土をするとか、地下水を抜く、それからある意味地すべりを物理的に縫って止めるというような、差すというようなことが言われておまして、排土、それから押え盛土、集水井などの抑制工と、それから杭打ち工の抑止工もございまして、地すべりの規模、それから地すべり事業というのは非常に大きな範囲の事業が結構多うございまして、変な話、土の中の現象なのでよくわからないことも沢山あって、いろいろこの事業、ある対策を試してみて、それで様子を見ながら次をやっていくというようなことになってございまして、非常に事業期間が長期化するような傾向がございまして。ということで、これから3件分の事業評価でございまして、よろしくお願いたします。

そういうことで、評価案件203の金崎地区について説明させていただきます。インデックス203の評価概要資料をお開きいただきたいと思います。

再評価後5年が経過した事業でございまして。位置でございまして、皆野町役場から北方に約1キロのところ、荒川の左岸側に位置してございまして。4ページの写真の①、②をご覧くださいんですが、石積みや道路に亀裂が発生している状況がご確認いただけるかと思っております。こういう状況なので、ここについて対策をする必要があるというふうに考えてございまして。地すべり対策事業の目的につきましては、先ほど説明したとおりです。

必要性でございまして、主な保全対象に人家、それからこれが滑って荒川を河道閉塞させてしまう可能性があるということで荒川、それから県道、町道などがございまして、このまま地すべりがずっと大規模に発生した場合には、非常に甚大な被害が発生する可能性があるというふうに考えてございまして。

総事業費が17億5,500万円、事業期間は平成30年度を予定してございまして。対策方法でございまして、4ページの写真の③、④にございまして、集水井工、水路工、それから集排水ボーリング工等の抑制工、地下水を抜く、もしくは地下水をできるだけ涵養させないというようなことをメインにした対策方法でございまして。

事業実施上の問題点と対応でございまして、説明いたしましたとおり土の中の現象という、はっきりしたことがよくわからないということもございまして、事業の効果を検証しながら事業を進めていくということで事業期間継続、長期化しているということでございまして。B/Cでございまして、1.40というふうになってございまして。進捗状況は事業費ベースで64.3%、工事が48.7%、用地で74.2%というふうになってございまして。

なお、この事業につきましても、平成15年度の再評価をした時点から事業費が増加してご

ざいます。具体的には、8億9,900万円から先ほど説明いたしましたように総事業費が17億5,500万円ということで、ほぼ倍増しているところでございますが、今スクリーンのほうをご覧いただきたいんですが、基本的に15年度の当時、何を考えていたかというところ、この黄色いブロック、当時黄色いブロックをやっている状態で、この黄色いブロックが終わったら、当面とりあえず観測をしてみて、動かなければそれで終わろうと、動きがおさまれば、それで終わろうというふうにご考えていたところでございます、それが15年の話。

その後、集水井などを2本ほど掘りまして、16、17と観測を続けたわけでございますが、次のページを見ていただきますと、一番下のグラフが多分、表が一番おわかりいただける、見ていただきたいのですが、この中に傾斜計や伸縮計が入ってございまして、上の表に赤や黄色や青になっていますが、左が傾斜計、右が伸縮計の判断基準になっていますが、赤の一番危険度が高い、黄色も動いています、青はある程度潜在的に動く可能性がありますというようなことになってございまして、15で終わって16、17と見てみましても、どうも動いてそうだとということで、18年度に計画を見直しまして、ここでいう赤い色のブロック、斜面上部のブロックにも手をつけていかないといけないというようなことで、事業費が増加しているところでございます。

事業の見込みの視点でございますが、先ほどから申し上げますとおり、観測とか現地の変状などを把握しながら事業を進めてまいりますので、ただ現在実施中の先ほどの一番広い赤いブロックの斜面の一番上部に伸縮計をつけてございまして、その伸縮計が今引っ張りを示していますので、その上は多分動いていないだろうというふうにご考えてございます。したがって、あの赤いブロックが終われば、多分この地すべりは止まるだろうというふうにご考えてございますので、この対策をやるのに平成30年度までかかるかなというふうにご考えてございます。

コスト削減の方法についてでございますが、とりあえず集水井を何本か入れたりする計画にはなっておりますが、それも1本掘ったりするたびに動きを見ながらずっとやっていきますので、もし途中で動きが鎮静化されれば、その時点で事業を完了させるということも考えられると考えております。

代替案につきましては、この地すべりは非常にブロックの規模が大きゅうございまして、押え盛土とかでなかなか止めることもできないだろうというふうにご考えていますし、鉄筋とか何か、いろいろな力わざで斜面を縫っていくのも大変事業費がかかるので、基本的には地下水を排除して地すべりを抑制するということが一番妥当かなというふうにご考えてござい

ますので、今行っている工法が一番有利ではないかというように考えてございます。

対応方針でございますが、対策済みブロックでは地下水の低下が見受けられてございます。そういう意味では、事業の効果が発現しているのですが、上からまだ押されているので、そこにまだまだ動きがあるということでございますので、これを止めるために事業を継続する必要があるということで、対応方針は継続で考えてございます。

以上で金崎地区の説明を終わらせていただきます。

続きまして、次の204、桜ヶ谷地区でございます。これも地すべり対策事業でございます。インデックス204をお開きください。

これにつきましても、再評価後5年が経過した事業でございます。位置ですが、2ページにございますとおり皆野町役場から西方へ約3kmのところに位置してございます。

3ページにございますとおり、桜ヶ谷ブロックと笠原山中ブロック、この2つのブロックに分かれてございまして、片一方の笠原山中ブロックにつきましては既に概成しているというところでございます。

施設の位置づけですが、4ページにあります写真①、②のように、この地すべりの影響で石積みや道路に亀裂が生じているということでございます。

目的とか必要性につきましては、保全対象が異なるところがございますが、基本的には先ほど説明しました金崎地区と同様でございます。保全対象に道路があつたりということでございます。

事業の内容ですが、総事業費が8億1,000万円、事業期間が平成28年度を見込んでございます。対策方法でございますが、4ページの③、④のように集水井工、水路工、集排水ボーリング工等の抑制工でございます。これも先ほどの金崎と同じでございます。

事業実施上の問題とその対応につきましても、時間がかかっているというのは、いろいろ様子を見ながら事業を実施していくということで、事業が長期化しているということでございます。B/Cは1.63、進捗状況につきましては事業費ベースで57.8、工事で51.2、用地で35%というふうになってございます。

この事業につきましても、H15の再評価のときから事業費が増嵩してございまして、15年度の再評価時におきましては、まだこの桜ヶ谷地区は未着手の状況でございまして、もう片一方のほうの笠原山中地区のほうに概成したような状況でございました。その後、事業着手をするということで、詳細な調査に入りまして、結果、計画を見直して事業費が増嵩したというところでございます。

事業の見込みの視点でございますけれども、観測、現地の変状などを把握しながら事業を進めてまいりますので、ただ先ほど言いました対策済みの箇所と対策中のブロックにおける地下水の低下の状況を見てみますと、やはり対策済みのブロックはかなり早く地下水が抜けていくというのに対しまして、まだ未対策のところにつきましては地下水の低下が非常に遅いというようなこともございますので、この対策を実施する必要がございます、今の予算規模から考えまして平成28年度に完成することができるというふうに考えてございます。

コスト削減の方法、それから代替案につきましては、基本的に金崎地区と同様でございます。対応方針案につきましては、まだこの桜ヶ谷地区におきまして傾斜計とか伸縮計が変動しているということが見受けられるということでございますので、この事業を継続して実施していくということで、対応方針は継続で考えてございます。

以上で桜ヶ谷地区の説明を終わらせていただきます。

最後に、評価案件205、中の沢について説明させていただきます。

青いインデックス205の評価概要資料をお開きください。

再評価後5年が経過した事業でございます。これも地すべり対策事業でございます、2ページにございますとおり、ここも皆野町役場から南東方向に約3kmのところ position してございます。これも写真の①、②をご覧くださいと思いますが、石積み、それから民家の土台に亀裂が生じるような被害が発生してございます。目的、必要性につきましては、先ほどから言っている金崎、桜ヶ谷と基本的に同様でございます。

事業の内容ですが、総事業費9億8,200万円、それから事業期間は平成21年度を予定してございます。来年度で完成する予定でございます。

主な対策方法は、写真の③、④にございますとおり、これも抑制工で集水井、それから集排水ボーリング、水路工等々でございます。

事業実施の問題点とその対応につきましては、過去ずっとその様子を見ながら事業を進めてきたという意味では、先ほど説明しました金崎とか桜ヶ谷の地すべり対策事業と基本的には同じでございます。現在は、事業効果を検証するために観測などをずっと実施しているところでございます。投資効果でございますが、B/Cが3.75というようになってございます。事業の進捗状況は、事業費ベースで99.5%、工事が100%、用地が100%になってございます。

なお、残りの0.5%でございますが、先ほど言いましたように事業効果を、このままやめていいのかどうなのかということを検証するための測量試験費でございます。

なお、H15からこれも若干事業費がふえてございますが、これは今までずっと長いこと事

業をやってきたということで、対策工の機能維持対策、要は維持管理を実施したことによるものでございます。

事業の見込みの視点でございますが、現在の地下水の低下やひずみ系の変動が減少しているということでございますので、引き続き本年度、現地の観測とか解析等を行いまして、21年度までに事業を完成させることができると、今のままですと完成することができるように考えてございます。

したがいまして、対応方針案としては継続というふうに考えてございます。

以上で中の沢地区の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました、これに対しての審議に移りたいと思います。

以上の5事業でありますけれども、これにつきましてご質問、ご意見等ありましたら、よろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中委員 B/Cの値が平成15年の再評価時と大分変わっているものがあって、例えば事業費が大幅に高くなって、コストが上がったのにB/Cの値が上がっているものとかあったので、このベネフィットが平成15年当時に比べてどういうふうに変化しているのか、少し説明いただければと思います。

○岩崎課長 それでは、201番の和光富士見バイパスでございますけれども、今回のB/Cにつきましては、国土交通省が平成15年8月に制定いたしました費用便益分析マニュアルにより算定をしております。前回の平成15年再評価におきましては、平成10年6月に制定されたマニュアルに基づきまして算定をしております、原単位が今回の再評価に比べて大きな値が設定されていたということで、それが大きな要因として考えられております。

今回は、確かに事業費も変わっておりますので、コストもベネフィットも変わっておりますが、これを比較をいたしますと、コストのほうでは平成15年の評価に比べまして892億から690億ということで23%ほど減少しております。ベネフィットのほうは、便益のほうは走行時間短縮便益が4,160億円から2,216億円と46%減少したということと、走行費用短縮便益が153億から11億8,000万というふうに92%減少するとか、原単位の関係もいろいろ違ってございまして、便益としましては合計で4,313億円から2,250億円という48%減少しております。そのようなことから、B/Cでいきますと、今回のほうの数値が下がってきたというような状況でございます。

○朝堀課長 では、続きまして地すべり対策事業の件のほうを説明させていただきます。

金崎につきましては、先ほども説明いたしましたように18年度に計画を見直したということもございまして、その中でB/C、便益につきましてもいろいろ再検討してございます。結果、地すべり規模とかをいろいろ解析した結果、橋梁とか中学校とか公民館などが保全対象に加わったことでB/Cが上がっているということです。

それから、桜ヶ谷につきましても、桜ヶ谷地区の詳細な調査をやった結果として、保全人家数が増大したということです。中の沢地区につきましても、同様に調査した結果、人家数が、あのエリアの中でちゃんと拾い直してみると、あの規模から考えてどこが保全対象区域かということを検討した結果、保全対象の人家がふえたということでございます。

以上でございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

2つで、道路のほうと違いますので、道路は規格も変わっているんですね、6車線から4車線で。だから、時間短縮効果なんかも多少変わっているんでしょうね、そういうことだと思います。

一方で、地すべりについては、今のご説明、ご回答があったんですけども、具体的に例えば関連して私も質問させていただくと、金崎について言うと、橋梁と公益施設、この便益というのかな、これがおおむね支配的なんですよ。先ほどのご説明で、そこが被害想定というか、範囲に入ったんだとおっしゃっているんで、具体的にはこの橋梁と公益施設というのはどこのどれなんでしょうか。

○朝堀課長 橋梁は荒川にかかっている橋です。それから、公民館とか中学校がそこで、要はこの地すべりが発生することによって、河道閉塞を起こして、その上流にダムアップしてしまうとか、そういうことも考えてそこに入っているということでございます。

○屋井会長 はい、わかりました。

そうすると、それはどういう理解をしておけばいいかなんだけれども、被害想定という、この地すべりによって起こり得る被害が想定が変わったということですね、途中でね。

○朝堀課長 そうですね。もともと、下のブロックだけが動いているというふうに考えてございましたので、それが今回計画を見直したことによって上のブロックまで。地すべり線も、基本的には全部変えて、地すべり面も変えていますので、さらに調査した結果。そういうこともあって、ある意味滑ってくる地すべりの規模が計画上大きくなったということになってございます。

○屋井会長 わかりました。

それは、いわば計画変更とおっしゃったので、計画自体がどういうふうになって、その計画は行政計画だろうけれども、どう位置づけて、どういうふうに定めて、それに伴って事業の内容が変わってきたという。

この委員会としては、評価監視だから、計画策定そのものに関与してはいないけれども、道路のほうもそうですけれども、この5年間に計画の見直しがあったということで、そのあたりのご説明をいただいて、それにある程度こちらのほうも納得をするというのかな、その計画変更の合理性というか、妥当性はそれなりに理解をした上で、そして評価としてどうなのかという、こういう段取りにならなければいけないんだけど、ちょっと今日はその部分が2つとも抜けていまして、落第した私のほうから言うのも何なんだけれども、ちょっと今日はまだこれで単位を上げるわけにはいかないなみたいな感じがその部分についてありまして、ですから口頭でのご説明はわかるけれども、道路についてもやはり昨年度変えたということで、その手続なり、プロセスなりというのかな、こういうふうにやってきましたと、その結果、県としてこういうような計画に変えましたというところをきっちりご説明、内容をいただいて、その上でそれに伴って事業費も便益も変わりましたということをご説明を判断するという段取りが、従来からそれをずっとお願いしているわけでありまして、またご担当がかわったり何かすると、それが引き継がれないケースもあるものですから、毎回申し上げます。そのあたりをぜひきっちりとしていただきたいと思います。

○岩崎課長 それでは、道路の計画変更の経緯につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど来申し上げましたように、昭和51年の都市計画決定から30年が経過をしたということでございまして、社会経済情勢、それから周辺の道路状況なども大きく変化をしております。

そのような中で、この道路につきましては広域道路計画に今位置づけられております幹線の道路でございまして、なるべく早期に整備をしていきたいということで、その整備効果を早く発現したいという意図がございまして。

現在、6.85kmの全延長を2工区に分けて、1期整備区間というのを暫定2車線で現在つくっております、平成21年度に完成をさせる予定でございまして。そういうふうな状況になってまいりましたので、第2期整備区間につきまして今後どのように整備を進めるか、この志木市内の部分につきましては、特に市街地を通過をいたしますので、まちづくりでありますとか、沿道環境にも配慮をする必要がありますが実は地元のほうからも反対の意見も

ございます。

反対の意見につきましては、やはり大きな道路でございますので、地域が分断されるということ、それからもう一つは、沿道の環境が悪化するということでございます。これらを踏まえて、完全地下化をしてほしいというような意見もございましたので、そういうものをどのような形で道路構造を決めていくかということで、平成17年からその道路構造の見直しを進めてきたところでございます。

この中では、平成17年度から道路構造の検討に着手をいたしまして、まず必要な基礎調査を行いました。交通量の推計とか、地質調査、それから環境調査などでございます。それで、平成19年度に、これらの調査結果を踏まえまして、平面、それから高架、それから地下という各構造の比較検討を行いました。その比較検討案を用いまして、地元の説明会を開催いたしまして、それからアンケート調査も実施いたしました。これは、住民基本台帳から無作為抽出で2,000名の抽出を行いまして、20歳以上の方にアンケート調査をさせていただきました。

それから、もう一つ、自由に意見をということで、意見募集というのを平成19年11月から12月にかけて広く実施をいたしまして、志木市民の意見をお伺いしたところでございます。それらを踏まえまして、総合的に平成20年2月に県といたしまして、平面4車線の道路構造として決定をさせていただいたところでございます。

今後の取り扱いでございますけれども、今現在、本線部分につきましては平面4車線ということで決めさせていただきましたけれども、環境施設帯、歩道とか緑地とか、その部分につきましては、学識経験者の方に座長をしていただきまして、地元のPTAですとか、商工団体ですとか、それらの方々にお集まりをいただいた検討委員会を設置いたしまして、現在、環境施設帯の設計につきまして検討を進めていただいております。

今後は、その検討結果を基にいたしまして、最終的にどういう道路構造にするかと、それによって今後、都市計画の変更をしていきたいと考えております。あわせて、現在の国の事業につきましても、事業計画の認可の変更手続をとってまいりたいと考えております。

○朝堀課長 それでは、地すべりのほうについて説明させていただきます。

地すべりは、先ほどの説明ありました道路とは違って、何か特に法定計画があるわけではございません。あくまでも、例えば今回ですと国庫補助事業ですので、認可に対してどういう計画で事業しますかというところの事業計画がある。それは、ある意味では何ら法律に基づいた計画ではなくて、あくまでも埼玉県と国交省の間である程度事業認可をもらうための

計画というふうになっているわけですが、先ほどからずっと申し上げておりますが、地すべり事業というのは結局ある程度やってみて、この辺でいいかな、どうかなというのをちょっと様子を見ながらやっていくということで、一番最初に当初、15年度にしていた計画は、例えば金崎でございますと、基本的には一番下の地すべりブロックを止めて押さえ盛土的なものにして、上流を動かないようにしようという計画だったと、一番斜面の上部の今の赤い部分ですね、今の赤い部分もボーリングによって抑止しようという計画でございました。

ある程度、15年度の時点で、ほぼ下の黄色い部分が概成していたという状況でございまして、この後、15年度の後、2本くらい集水井を入れているんですが、それでおおむね黄色い部分は概成させました。それによりまして、16、17で傾斜計の動きとか、伸縮計の動きとかの様子を見ていたところなんです、やはりどうもおさまりそうにないということが、これを見ていただければ黄色があったりするので、おわかりいただけるかと思えます。傾斜計もずっと開いていっているし、伸縮計もちょうどあの黄色いところと赤いところの境の伸縮計は圧縮傾向にあって、要は下は止まりかけているんだけど、上がどんどん動いて、そこが圧縮されていると。上の伸縮計は、どんどん引っ張り方向に力が働いていて、どうもあそこが大体地すべりの境だろうというふうに考えられますので、あのブロックにもうちょっと伸縮計を入れているんですが、あのブロックを新たなブロックとして事業を行うことによって、この地すべりを止めることができるだろうということで、国交省との間で事業認可の計画を変えまして、今に至っているというような状況でございます。

基本的には、次の桜ヶ谷地区も同様でございまして、これも任意の計画でございまして、要は地すべりなので、県の財政事情もございまして、一番最初に詳細な計画を、ボーリングとかをどんどこどんどこ打って行って、地すべり面を特定しているわけではございません。今後着手しようとしているところに測量なり県費を入れて行って、ボーリングをして地すべり面を特定して、どういう事業をやっていくかということを考えているということで、今回15年度の時点では、まだ桜ヶ谷地区に着手してございませんでしたので、その時点ではまだ地すべり面の特定もはっきりしていなかったということで、その後、着手に入る18年度の段階でいろいろな調査をして対策方法をきっちりと決めて計画をつくり直して、またこれも国交省との認可の間で事業を認定いただいたというところでございます。

以上でございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

私の申し上げていることがちゃんと伝わっていないと困る。要は、評価委員会ですから、

この評価委員会を通しながら県民に説明責任を果たすというところなので、何らかのレポートなり、文書として残るといふこと、公開されるというところ、これは大変重要ですよ。そのときに、特にこの5年間という前回評価をしたその以降に、行政のほうで独自に計画——この場合には事業計画の見直しをして事業を変えたといふことは、例えば緊急性の高いような場合については当然必要になってくることだと思いますよ。だから、それはだめだと決して言っているのではなくて、それをちゃんと説明してくれればいよと、そういう資料が、レポートがあればいよと。

だから、道路の場合には法定計画で都決の見直しなり、それは前のP Iなり、いろいろなことをやっておられて、そういうことをちゃんと資料として入れ込んでくれれば、それについては我々としては理解を一生懸命しますよと、こういうことなんです。だから、今口頭で説明してくださいと言っているわけではなくて、そういうレポートをちゃんとつけてくださいいねという。

今の、もう一つの地すべり等については、そのあたり法定計画でないにしたら、今度はそれを県の立場でどういう形で、いわばオーソライズしたか、決定したか、だれが責任持っているんだというところが問題だから、だからそれは課長さんの名前だって、部長さんの名前だっていいんだけど、こういう事情でこういうふうに変えましたよといふことが資料としてあれば、事業計画の見直しをしましたといふことがここに示されていれば、それをもとに我々は判断しようといふことが言えるんですが、口頭だと何も残らない。

前回やったことと違うことが説明されて、「はい、いいですね」といふわけにも、なかなかこの手続上といふのかな、この評価委員会の形骸化といふか、いろいろな問題もあるわけで、なかなかそれでいいですねといふふうには言えなくなりますから、いいことはいい、必要なことは必要だといふ実質的な問題とは別の次元で、手続上やはり最低限といふのかな、示していただかなければいけないものがありますねという、こういう議論をさせていただいていますので、これは次回以降に何らかの形でご用意いただければ、大変結構だと思うんですけども、よろしいですか、そういうふうに……

田中先生のご発言をちょっとお借りして、私も申し上げてしまいましたけれども、引き続きご意見をいろいろといただきたいと思います。今、形の議論をちょっとさせていただきました。中身の議論等、いろいろありますので、よろしくをお願いします。

○藤原委員 今の議論の中で、やはり1つは屋井先生が言われたように、ここにその意味が書き込まれているほうがいいと思います。というのは、費用が俄然高くなっていますよね、

最初の計画よりも。それに対して、高くなったから、今度効果も何かふやしていったみたい
に思えてしまうんです。

だけれども、今おっしゃったように、やってみたらもっと問題が大きくて、その対策し
ておかないともっと大きい被害になるんだと、そういう説明があると、何かこじつけて費用
が上がった分、効果も勝手にふやしていったように思ってしまうかなと、今私もお聞きして
思いました。そういうものを簡潔でも、なぜこうなのかと書いてあればいいなと思いました。

それから、1つは、お聞きしたいのは、ほかはみんな用地があれなんですけれども、1つ
だけまだおけているのがあったんですね、桜ヶ谷。こういったところの用地35.0というの
は何か理由があって。

○朝堀課長 先ほども説明しましたように、桜ヶ谷は着手してまだしばらくしかたっていない。
要は、2つブロックがあって、あの地区には、片一方に全精力をずっとつぎ込んできて
いましたので、まだ着手して間もないということで用地の進捗度が余り高くないということ
でございます。

○藤原委員 大きな何か障害が……

○朝堀課長 大きな問題があるわけではございません。

○室久保委員 産業分野代表ということでありましてけれども、例えば金崎なんですけれども、
総事業費が要するに倍近くなっているわけですよ。当初、899という数字だったと思いま
すが、899が1755になっているというようなことで、経過年数も相当あり、そのほかいろいろ
あると思うんですけれども、やはりこの辺の理由ということであれば、先ほど来、先生方言
っているとおり、「えっ」という感じしますので、その辺をきちんとご説明いただきたいと
いう気がします。

ここでの議論ではないと思うんですが、私みたいな、言ってみればこういう方面、素人で
ありまして、この全景写真を見ますと、後背地というか、上にゴルフ場があるんですよ。果
たして、本当に先ほど来言っている赤線のところで止まったというふうな、ちょっと表現を
されたような気もするんですが、本当にそうなのかというような、だから何となくいつまで
も止まらない地すべり、したがって費用もどんどん膨らむと。本当の根っこのところはど
こなんだというようなことであれば、素人の私でも何か、もしかしてちょっと違うんじゃない
のと、もっと上のほうに原因があるんじゃないかとか、そんな気もいたします。

そういうことで、ひとつ今後またいろいろご説明いただけたらと思います。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

○秋吉委員 私、こういうほうのことが全然よくわからない、地すべり性の変動が鎮静化しているとか、地すべりが移動性のものであるということ、既に事業計画を立てるときに非常に重要な点だと思うんですけども、どのような形で、今鎮静化しているとか、その評価の仕方といいますか、それちょっと全く素人なものですから、どういうふうにしていらっしゃるのかというのをお聞きしたいと思ったんですけども。

○朝堀課長 まさしく、今ご覧いただいている画面がそうございまして、いろいろな動きの指標がございまして、左は傾斜計といまして、どれくらい計測器が傾いたか、傾いているかということで、大きく傾けば大きく動いているということです。

それから、もう一個は、伸縮計といまして、伸びたり縮んだりするのを測っているというのがありますが、評価的には数字はそこに書いてあるとおりでございましてけれども、要は伸縮計とか傾斜計の値で非常に大きく動いているやつは、もうこれはだめよと、絶対動いているからねと。ある程度、中間ぐらいの値になると、それなりに対策は要りますよねということ。それから、小さくなって青ぐらいになると、潜在的な地すべり地形ではありますよねと、ちょっとずつは動いていますよねというようなこと。これがもうちょっと小さくなると、変動なしみたいな形にある程度なるんですが、先ほども言いましたようにこの金崎ですと、まだ黄色や青になってしまっていて、まだおさまっていないというふうに判断できるわけです。16から19年、ずっとデータ見てもらいますと。

これが例えば、桜ヶ谷の今のピンクのところの、ある程度対策が終わっている、桜ヶ谷の中の多少ブロックの対策が終わっているところのデータでございまして、見ていただきますとある程度やっていますが、地下水が早く抜けているという状況もございまして、最近3カ年はずっと変動がないというような状況になってございまして、こういう具体の傾斜計とか伸縮計のデータを見て、変動がなくなっているというふうに我々は判断をしているところでございまして。

○秋吉委員 素人考えなんですけれども、これは降雨量とか、そういう気象条件によっても変わりますか。

○朝堀課長 変わります。なので、ある程度長い期間を観測して、大丈夫だというふうに判断すると。1年見ただけで、止まったから大丈夫ですよというふうに判断しません。ある程度長い期間を見て、鎮静化しているかどうかを判断することになります。

○秋吉委員 そうすると、これ毎年結果を測定したのを出していらっしゃるわけですか。

○朝堀課長 基本的には、毎年測定した結果は、出しているというのは、どこかに公表して

いるかどうかということですか。

○秋吉委員 いえいえ……

○朝堀課長 我々はちゃんと把握してございます。

○秋吉委員 計画を立てられるときには、その毎年の数値から計画を立てられるときには、どういうふうにそれを編み込んでいらっしゃるのですか。

○朝堀課長 例えば、まだ地すべりの変動がおさまらないとなると、もっと地下水を抜くしかない、基本的には。なので、集水井のボーリングをもっと入れていくということに、こういう地区の場合はなります。

ある意味、その地すべりブロックだけでは、もしかしたらおさまらないというふうに判断できれば、上のブロックまで手をつけざるを得ないというふうに、地すべりブロックの中でも大きな地すべり区域みたいなのがあって、その中でも地すべりのブロックが何個かに分かれていますので、大体普通の考え方だと、一番斜面の下部を止めて、それで止まれば一番いいわけで、それでも止まらないと上まで対策しなければだめというような形で、順次計画を変更して上がっていくということになります。

○秋吉委員 ちょっともう一つなんですけれども、先ほどほかの委員からご質問があったんですけれども、その地域のもちろん拡大しているところがあったり、縮小しているところがあったりすると思うんですけれども、地すべりの地域ですね。もっと広範囲かもしれないとか、原因が何かほかのことにあるかもしれないとか、そういうことで実際事業を計画どおり実施してみたけれども、効果はあらわれないかもしれないというような、そういったことについて考え及ぶといいますか、考慮するというようなことはおありになるのでしょうか。

○朝堀課長 原因がほかのところにあるというのは、地すべりは基本的には地下水が原因です。地震と地下水以外には考えられないので、今回は突発的な地震ではないので、地下水が高いんで、あと脆弱な地すべり面があって、その滑り面を特定してしまえば、あとはもう地下水下げるだけなので。

○秋吉委員 そうですか、わかりました。ありがとうございました。

○屋井会長 結構、議論が集中していますけれども、203番は非常に事業費がふえているということもあるので、なかなか難しいんですけれども、でもやはり一般の方とっていいのか、少なくとも私なんかも含めてですけれども、こちら側が理解できる程度には説明をしていただきたい。

多分、ポイントの1つは、防止区域が広がっているということもあって、広がったという

理由は当然お聞きしたのでわかるんですけども、例えば事業費が上がった分がどこに投下されるかというのは結構あって、従来からずっと投下してきたところをさらにお金かけてやるのか、広がったところがあって、新たな場所に対策が必要になってきて、エリアが広がったからお金もそちらへ使うんだというのとは、微妙にニュアンスも違うと思うんです。

新たな現象なり発見がされて、従来のところについても全然効果がないのか、あるいは新たなところに、問題が発見されたほうに今度は対策をしていかなければいけないのかとか、そこら辺のニュアンスがもう少し伝わると大変ありがたいし、それから最後にこれはコメントですけども、最後のもう5%しか残っていない事業がありましたよね、205だったかな。これ37年間やっていて、それでずっとやってきて、ようやく終わりに近づいてきたということですけども、だからその間、地すべりはここはなかったんでしょう、わかりませんけれども。

○朝堀課長 動いてはいます。ずっと動いてはいたんですが。

○屋井会長 でも、地すべりはないのね。だから、それはいわば、徐々に投下してきたというのは、ある種効果があって、地すべりまでにならなかったということであれば、それはそれで積極的に評価すべきことであるし、長い時間かかっているというだけ見てしまうと、何だ37年もかけてかよというふうに思われるんで、そういうことではないんだということをちゃんと説明できれば、それはそれで意味があるかなと思うんですけども、5%しか残っていないということで、余り議論にはならないと思いますけれども、ぜひ効果があったんだったら効果があったということもきっちりと言っていただくと——言ってじゃないな、書いていただくと、これは大変ありがたいと思います。

まだご意見ありますでしょうか。大体、意見はいただいたようですので、ぜひ今まで出た委員の先生方のご意見をもとに、よりわかりやすく、そして効果のあるものはある、それからコストの上げる必要のあるものは必要があるという、そういうことがわかる資料にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、ここで議論が一応出たということで、県土整備部審議依頼案件についての審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

ここはあれですか、休憩をとりますか、とらないでやっちゃいますか。

○事務局（池田） 少し休憩を、10分ぐらいでいいかな。

○屋井会長 それでは、14時55分再開ということでよろしくをお願いします。

2時45分 休憩

○屋井会長 それでは、時間が過ぎました。会議を再開します。

次に、議事次第の（3）都市整備部対策事業の④ということで審議依頼案件、この説明に移ります。

それでは、この説明につきましては、都市整備部公共事業評価検討会議議長代理の吉村副部長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉村副部長 それでは、都市整備部所管の事業につきまして、事業概要と部内の検討結果につきましてご説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の赤いラベルの2つ目、都市整備部評価検討会議資料以降でございます。そのラベルをたくし上げていただきまして、A3サイズの平成20年度再評価対象事業一覧表をご覧ください。

今年度、再評価の対象となる事業は、301から311までの全部で11件でございます。この表等の真ん中で事業分類でございまして、2と4と書いてありますけれども、2は初めて再評価をお願いするもので、4が2回目の再評価になるものでございます。

番号301から304、事業名が2つありますけれども、事業の種別としては土地区画整理事業でございます。4件、上から桶川市の組合施行が2件、和光市の組合施行が1件、上尾市の組合施行が1件でございます。

305から311までの7件は、流域下水道事業でございまして、次の次のページ、カラー版の資料がございますけれども、裏側の地図が載っていますものをご覧ください。下水道の再評価事業箇所図ということで載ってございますが、県内には単独公共下水道を除きますと、8つの流域下水道がございまして、色が黄色でないものが流域下水道でございまして、左上の青色の地域、ここに利根川右岸流域下水道というのがございます。この利根川右岸流域下水道を除く、ここに書いてあります7つの流域下水道が今回の再評価の対象となっております。それぞれの事業の詳細につきましては、この後、担当課長からご説明させていただきます。

また、この表の一部に、大変申しわけございませんけれども、ミスがございまして、後ほどの説明の中で訂正をさせていただきたいと存じます。

続きまして、これらの事業の再評価の検討状況についてご報告させていただきます。

去る9月12日に、都市整備部公共事業評価検討会議を開催いたしまして、それぞれ事業の必要性や今後の進捗見通しなどの観点から、慎重に検討を行いました。その結果、それぞれの事業につきましては、魅力あるまちづくりや健康な生活環境の創出などに関する内容であ

り、その整備効果が期待できる重要な事業でもあるということなどから、対応方針案としてはいずれも継続とさせていただいているところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして個々の案件の説明を事業担当課長のほうからよろしくお願いいたします。

○松本課長 市街地整備課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

最初に、土地区画整理事業についてご説明させていただきたいと存じます。

土地区画整理事業は、道路や公園などの公共施設を整備するとともに、良好な市街地を形成することを目的としております。その仕組みでございますが、スクリーンをご覧くださいと存じます。都市整備部の資料3にも一応添付はしてございます。

その仕組みでございますが、権利者の方々から宅地の利用増進の割合に応じて土地を提供していただく減歩で成り立っております。このスクリーンでいきますと、整備前の変形したAさんの土地が図上でちょっと右側のようになっておりますけれども、この変形の土地を四角い矢印のようなAさんの土地に、四角にいたしますと、残った切れ端が変形になっておりますけれども、この土地を事業に協力していただきまして、この部分を集約いたしまして公共用地に充てるということでございます、その一部を保留地として確保して売却して事業費に充てるというような事業手法でございます。

事業の特徴といたしましては、公共施設の新設または改善と宅地を一体的に整備できること。それから、用地買収と異なり、住民が施行後も地区内に残ることから、地域のコミュニティを維持できること。それから、権利者の意見は組合の総会や土地区画整理審議会において反映されることから、民主的な手続により事業が進められることなどが挙げられております。

今回は、土地区画整理事業につきまして、評価の事業名は住宅市街地基盤整備事業と土地区画整理事業の2つの事業名がございますが、これは事業に対しまして国の補助事業が2つあるということでございます。どちらかという、住宅市街地基盤整備事業というのは、区画整理事業によりまして、例えばこの絵に書いてあるようにAさんの土地が現場で整理後で使えるようになったと、そういうものがたくさん使えるようになる状態に早く持っていきこうという時期に投入すると。

それから、土地区画整理事業というのは、事業が始まったらすぐ補助事業として入れてい

くというようなことで、若干のタイムラグがあるというふうにご認識をしていただければと思っております。

それでは、事業番号301からご説明申し上げます。インデックス301の1ページをご覧くださいと存じます。

事業名は住宅市街地盤整備事業、事業主体は桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合でございます。事業採択年度は平成11年、経過年数が10年でございますので、再評価を行うものでございます。

なお、本地区は一昨年の平成18年度に土地区画整理事業について再々評価を実施し、事業継続としていただいております。

また、平成20年8月に事業計画の抜本的な見直しを行うための事業期間を3年延長してございます。

まず、地区の状況でございますが、図面を添付しておりますが、スクリーンで説明をさせていただきます。

本地区は、JR高崎線の桶川駅から北西に約2km、面積は64.6haでございます。地区の北西約2kmに圏央道の（仮称）桶川ジャンクションが平成21年度に完成予定でございます。

次に、左は事業初期の昭和63年1月時点、右は平成20年1月時点の状況でございます。地区内の状況を矢印の撮影方向をご覧くださいながら、ご覧いただきたいと存じます。

まず、写真1は未整備地区の状況でございます。それから、2番は都市計画道路の整備状況でございます。3番は公園の整備状況でございます。

資料1ページにお戻りいただきましてご説明させていただきたいと思っております。事業概要の事業内容をご覧くださいと存じます。

補助事業の総事業費は73億7,500万円、これを基本事業費と言っております。それから、補助期間は平成23年度までです。それから、事業計画上の総事業費は152億5,000万円でございます。これは、国庫補助以外の事業費をまぜて総事業費ということでお示ししてございます。

次に、事業実施上の問題点とその対策でございます。本地区は、地価の下落による保留地処分金の減少や移転補償費の増大などによって、約39億円の事業資金の不足が見込まれております。そのため、現在、組合では事業の見直しを進めておまして、道路、公園などの公共施設の見直しのほか、再減歩、賦課金の徴収などによる自助努力により、不足する事業費を確保したいと考えております。

なお、組合の合意形成を図るために事業の見直しについての説明会を現在開催しているところでございます。この事業見直しにつきましては、来年度に組合総会の議決を経て、事業計画の変更を行う予定としております。

次に、事業投資効果でございますが、B/Cはそれぞれ街路が2.89、区画整理が1.27でございます。

次に、事業の進捗状況でございます。平成20年度末時点での執行済事業費は88%、建物移転率は82.7%の見込みでございます。

次に、事業の見込みの視点でございます。事業を見直すことによりまして、事業収支が健全化され、見直し後は残る事業の計画的な執行が見込まれることから、事業期間を2年延長し、平成25年度の住宅基盤事業の補助完了ができるものと考えております。

なお、土地区画整理事業の事業期間につきましては、残る家屋移転が玉突きであるため時間を要することから、平成31年度まで延伸したいと考えております。

最後に、事業に対する対応方針でございますが、事業見直しによって事業費の不足が解消される見込みでございますので、整備効果も見込まれることから、継続すべき事業であると判断しております。

以上でございます。

続きまして、事業番号302をご説明申し上げます。インデックス302の1ページをご覧くださいと存じます。

事業名は住宅市街地基盤整備事業、事業主体は桶川市坂田西特定土地区画整理組合でございます。事業採択年度は平成11年、経過年数が10年ですので、再評価を行うものです。本地区も、上日出谷南地区と同様に、平成18年度に土地区画整理事業について再々評価を実施し、事業継続としていただいております。

なお、平成19年3月にコスト縮減を図るため、事業計画の変更を行い、現道を生かした形状に設計変更するなど、約35億円の事業費削減を行いました。事業期間も、平成33年度まで延期いたしました。

地区の状況でございますが、スクリーンで説明をさせていただきます。

本地区は、JR高崎線の桶川駅から北東へ約1.8km、面積は51.1haでございます。周辺には国道17号、それから平成24年度に開通予定である圏央道（仮称）桶川インターチェンジが近接しております。左は、事業初期の平成5年1月時点、右は平成20年1月時点の状況でございます。地区内の状況につきましては、矢印の方向をご覧くださいながらご説明させてい

たきます。

①は未整備地区の状況でございます。②は都市計画道路の整備状況です。③は区画道路の整備状況でございます。

資料の1ページにお戻りいただきたいと存じます。

評価概要の事業内容をご覧くださいと思います。基本事業費は40億8,300万円、補助期間は平成32年度まで、事業計画上の総事業費は105億円、施行期間は平成33年度まででございます。

次に、事業実施の問題とその対策でございます。本地区は、地価下落の影響により保留地処分金収入の減少などによって、約70億円の収支不足が見込まれました。そのため、平成19年3月の事業計画の変更によりまして、移転家屋を235戸削減したことや、再減歩による自助努力によって収入不足を解消し、事業収支の健全化を図ることができました。今後の事業期間があと13年見込まれますが、引き続き事業計画に沿った執行管理を行ってまいります。

次に、事業投資効果でございますが、B/Cはそれぞれ1.9、1.54でございます。

次に、進捗状況でございます。平成20年度末の執行済事業費は51.1%、建物移転率は69.4%の見込みでございます。

次に、事業の見込みの視点でございます。都市計画道路は優先的に整備し、平成25年度の供用開始に向け整備を進めております。また、残る区画道路につきましては、年600mのペースで計画的に整備を行うことにより、平成32年度に補助完了ができるものと考えております。

最後に、対応方針でございますが、本地区は事業採択より10年を経過しましたが、事業計画の変更を行った結果、公共施設の整備と家屋等の移転が順調に進展しており、計画どおり事業目的を達成できるものと考えております。また、整備効果も十分期待されますことから、継続すべき事業であると判断しております。

以上でございます。

続きまして、事業番号303をご説明申し上げます。インデックス303の1ページをご覧くださいと存じます。

事業名は土地区画整理事業、事業主体は和光市中央第二谷中土地区画整理事業でございます。ここでちょっと訂正をさせていただきたいと思います。この地区につきましては、B/Cの計算をちょっと期間を前の期間と同じ期間でやってしまったということで、数字が正確に出ておりませんので、次にまた正確なものをお示ししたいというふうに考えております。

ので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは、説明させていただきます。

事業採択は平成5年、経過年数は16年でございます。平成15年度に再評価を実施し、それから5年が経過いたしましたので、再々評価を行うものでございます。

なお、本地区は平成15年度の評価委員会におきまして、事業の進捗がおくれているとのご指摘をいただいております。このことを踏まえまして、事業は進んできているということで説明をさせていただきたいと思ひます。

地区の状況でございますが、スクリーンで説明させていただきます。

本地区は、東武東上線と光市駅から東へ約1km、面積は約25.5haでございます。地区の周辺には東京外かく自動車道が通っております。左は事業初期の平成6年8月時点、右は平成20年1月時点の状況でございます。

次に、矢印に沿って①は未整備地区の状況でございます。②は整備されました都市計画道路の状況でございます。③は街区公園の整備状況でございます。

資料の1ページにお戻りいただきたいと存じます。評価概要の事業内容をご覧いただきたいと思ひます。

現在の基本事業費は32億3,600万円、補助期間は平成24年度まででございます。事業計画上の総事業費は125億7,000万円、施行期間は平成26年度まででございます。

次に、事業実施上の問題点とその対応でございます。今地区は地価下落の影響が生まれ、保留地処分金収入の減少などによって、事業の進捗におくれが生じておりました。このため、平成16年の2月に事業計画の変更を行いまして、大幅な資金計画の見直しを行いまして、まちづくり交付金の導入や市の助成金を大幅に増額いたしまして事業の進捗を図り、現在特に問題はございません。B/Cは後でまた説明させていただきます。

事業の進捗状況でございますが、平成20年度末時点の執行済事業費は52.6%、建物移転率は73.4%の見込みでございます。

次に、事業の見込みの視点でございます。都市計画道路は、平成24年度内の完了を目指しております。また、平成20年度以降の家屋移転は約60戸ほどであります。年間12戸程度の移転を行うことによりまして、平成26年の換地処分を目指しております。

最後に、対応方針でございますが、事業着手から15年を経過しておりますが、公共施設の整備改善と、健全な居住環境を整備するという整備の必要性は事業着手時と変わっておりません。また、街路築造及び建物移転も順調に進捗してきております。引き続き、円滑な事業

の執行が見込まれ、整備効果も期待できますことから、継続すべき事業であると判断しております。

以上でございます。

続きまして、資料番号304号でございます。インデックスの304の1ページをご覧くださいと存じます。

事業名は土地区画整理事業、事業主体は上尾市大谷北部第二土地区画整理組合でございます。事業採択は平成6年、経過年数は15年です。平成15年度に再評価を実施いたしまして、それから5年が経過いたしましたので、再評価を行うものでございます。

地区の状況でございますが、スクリーンで説明をさせていただきます。

本地区は、J R 高崎線上尾駅から西へ約2 km、面積71.3haでございます。地区の西側に国道17号バイパス、(通称)上尾道路と言われておりますが、建設中でございます。地区の北側は施行中の小泉地区、それから施行済みの大谷北部第一地区、南側は施行中の大谷北部第四地区と施行済みの大谷北部第三地区の4つの区画整理地区に囲まれております。左は事業初期の平成6年1月時点、右は平成20年1月時点の状況でございます。写真につきましては、①が未整備地区の状況、②は都市計画道路の整備済みの状況、それから③は街区公園の整備状況でございます。

資料の1ページにお戻りいただきたいと存じます。評価概要の事業内容をご覧くださいと思います。

現在の基本事業費は48億1,000万円、補助期間は平成22年度までです。事業計画上の総事業費は125億円、施行期間は平成22年度でございます。

次に、事業実施上の問題点とその対応でございます。本地区は、権利者が約1,100人と多いことや、建物が密集している地区を有しているため、家屋移転が玉突きに行わざるを得ないことから時間を要し、事業の進捗におくれが生じております。密集地区の家屋移転につきましては、おおむね終了しており、今後の移転につきましては順調に進捗する予定でございます。

次に、事業投資効果でございますが、B/Cはそれぞれ4.39、1.17でございます。

次に、事業の進捗状況でございます。平成20年度末時点の執行済事業費は31.8%、建物移転率は67.7%の見込みでございます。

次に、事業の見込みの視点でございます。今後の事業につきましては、約100戸の家屋移転が残っております。また、区画道路の整備や現道部分が多く残っておりますので、これま

での実績を考慮いたしまして、施行期間について補助期間を平成29年度まで、事業期間を32年度まで延長する予定でございます。

最後に、対応方針案でございます。本地区は、複数の土地区画整理事業と隣接しており、隣接地区と一体となった市街地形成が不可欠でございます。整備効果も見込まれることから、継続すべき事業であると判断をしております。

それから、先ほどお話がありました都市整備部の資料2のほうを見ていただきたいと思いますが、この中で和光中央第二谷中地区ということで303号の備考のところに地形が谷底で云々かんぬんと書いてあるんですが、基本事業費そのものは変わっておりませんので、ここは削除をさせていただきたいと思っております。

それから、B/Cについて、再々評価についてでございますが、303につきましては前回のB/Cが1.30で今回1.25というふうに、これはもう1回精査をさせていただくんですが、若干多分数値が下がると思いますが、ここの中央第二地区につきましては事業計画を変更いたしまして、国庫補助事業費の総事業費は変わらないんですが、区画整理事業の事業費が大幅に上がりましたので、その分B/Cが下がるというふうに考えてございます。

それから、次の大谷北部第二の304なんですが、これは総事業費は変わってはいないんですけども、B/Cが下がっているというのは、15年当時に投資するという計画であったものが、なかなか15、16、17、18ぐらいまでの投資額が非常に少なくなって、残りに事業費を単年度でどうやってたくさん投資するという形になりましたので、その分B/Cがちょっと下がったというふうなことでございます。

区画整理の4件につきましては、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○山口課長 下水道課長の山口でございます。よろしくをお願いいたします。

流域下水道事業につきましてご説明をさせていただきます。

大変恐縮でございますが、たびたびでございますが、数字に誤記入がございましたので、訂正をさせていただきます。資料の2でございますけれども、資料2の下から4つ目の308号の案件でございますが、ここでB/Cが3.57というふうに載っておりますけれども、3.75の間違いでございます。大変申しわけありません、訂正させていただきたいと思っております。座らせていただきます。

番号305から311までの7事業が今回ご審議をいただくこととなります。まず、個別の事業を説明させていただく前に、下水道事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料の区画整理の後の3枚目にもございますけれども、スクリーンのパワーポイ

ントのほうで説明をさせていただきます。

下水道事業につきましては、目的、大きく3つございまして、①家庭や工場からの汚れた水を速やかに排除しまして、快適な生活環境を確保するものでございます。②として、河川等に下水を処理し、放流することにより、水質の改善や保全を図ります。③雨水を速やかに排除し、浸水からまちを守るものでございます。

次に、スクリーンの模式図をご覧いただきたいと思っております。

下水道は管渠、ポンプ場、終末処理場の3つから構成されております。管渠につきましては、主に道路下等に埋設しているものでございまして、雨水を河川へ、汚水を終末処理場に流すものでございます。ポンプ場といたしましては、自然流下によって地下深くなりますものですから、これを地表面近くまでくみ上げる施設でございます。終末処理場でございますけれども、家庭、工場などから管渠によって集められた汚水を浄化しまして、河に放流するものでございます。

次に、今回ご審議をいただく流域下水道についてご説明をさせていただきます。

流域下水道とは、複数の市町が整備する管渠で集められた下水を県が処理する下水道のことでございます。市町村界にとらわれず、効果的に下水を集めて処理するものでございまして、経済的に整備、維持管理を行うことができます。

続きまして、下水道事業の再評価について説明をさせていただきます。

下水道の事業再評価制度につきましては、事業の効率的かつ効果的な実施並びに、その過程の透明性、客観性の一層の向上を図るために、平成10年度に実施をしております。前回の再評価では、今回と同じ7事業につきまして平成10年度に実施されており、評価監視委員会から特に意見はなしという意見をいただいております。これを受けまして、当時の住宅都市部では対応方針を継続ということで決定させていただいております。

今回ご審議をいただく7事業につきましては、前回の再評価実施後さらに10年間を経過した時点で、継続中の事業について実施するものでございます。制度上、下水道以外の補助事業につきましては、再評価実施後5年が経過するごとに評価を実施しておりますけれども、下水道事業の再評価は前回再評価から10年後の実施となっております。その理由といたしましては、①当初より長期的な計画を策定しまして、段階的に整備を行っていくことが効率的であることから、事業期間が長期に及びます。また、②として、1度整備した施設につきましても、常に維持管理を行いまして、一定の年限を経た後に更新、さらには改築を行う必要がございます。

続きまして、荒川左岸南部流域下水道の評価概要につきましてご説明を申し上げます。

資料4の番号、インデックスでございますけれども、305の1ページでございます。評価概要資料をお開きいただきたいと思います。

事業名につきましては、荒川左岸南部流域下水道事業で、事業主体は埼玉県でございます。事業箇所につきましては、戸田市などの6市でございます。事業採択年度は昭和41年で、事業開始から43年が経過しております。

次に、事業概要のうち、最下段の事業内容でございますけれども、終末処理場は戸田市にございまして、位置につきましては画面上にTの文字で示しております。ポンプ場につきましては、川口市などに7カ所計画をいたしまして、現在すべて供用をしております。位置につきましては、画面上のPの文字で示しております。

処理場の水処理施設につきましては、水量の増加に合わせて順次整備を進めている計画となっております。全体では9系列を建設するように位置づけられております。現在、画面上に黒で着色をいたしました1系列から6系列及び8系列が供用してございまして、赤で着色した7系列が建設中でございます。こちらは航空写真でございまして、現在、赤で枠取りした箇所が7系列、これが建設中でございます。

次に、再評価項目についてでございますけれども、社会情勢の変化につきましては、埼玉高速鉄道開通に伴う土地利用状況の変化、あるいは節水型社会の進展に伴う汚水量の見直しなど、状況の変化に対応した事業を進めているところでございます。また、東京湾の富栄養化対策のために窒素やリン、これを除去することができる高度処理化も進めているところでございます。

事業の投資効果につきましては、費用の便益が5.12となっております。

なお、費用につきましては、管渠、ポンプ場、終末処理場に関する建設費、用地費、維持管理費を計上いたしております。便益につきましては、周辺環境の改善効果あるいは居住環境の改善効果等を計上しておるところでございます。

事業の進捗状況でございますが、用地につきましてはすべて買収済みでございます。工事につきましては事業費ベースで81.9%でございます。また、事業の見込みでございますけれども、流域下水道に関連する戸田市などでは、計6市の整備面積の拡大、また流入水量の増加を考慮しながら施設を増設しているところでございます。

コスト削減の可能性につきましても、適切な維持管理による施設の延命化だとか、更生工法等の採用によって下水道施設の改築、更新、省エネ施設の設置、あるいは各種コストの縮

減方策を取り入れまして、事業の効率化を図っております。

代替案の検討につきましては、流域関連市町の計画区域設定は埼玉県生活排水処理施設整備構想により優位性を確認しております。

次に、対応方針でございますが、当事業につきましては、①生活環境の改善や公衆衛生の向上に大きく寄与するものでございます。また、②として、荒川並びに東京湾の水質環境基準達成に重要な役割を持つことから、継続とさせていただきたいと思っております。

続きまして、荒川左岸北部流域下水道事業の評価概要につきましてご説明を申し上げます。資料4の番号306の1、インデックスの306でございます。評価概要資料をお開きいただきたいと思っております。

事業名は荒川左岸北部流域下水道事業でございます。事業主体は埼玉県でございます。事業箇所は桶川市などの5市からなっております。事業採択につきましては昭和46年で、事業開始から38年が経過しております。

次に、事業概要につきまして、最下段の事業内容でございますけれども、終末処理場は桶川市にございまして、位置につきましては画面上のTの文字で示しております。ポンプ場につきましては、桶川市など3カ所でPの文字で、全部が供用しておるところでございます。処理場の水処理施設につきましては、やはり先ほどと同じように水量の増加に合わせて順次整備を進めている計画となっております。全体では5系列を建設するように位置づけられております。画面上の黒で着色しました1、2系列及び5系列が供用しております。現在、赤で着色した6系列を建設中でございます。これは航空写真でございまして、現在、赤で枠取りをいたしました6系列が建設中でございます。

また、右のほうにちょっとひらっとしたところがございまして、これにつきましては下水道の建設によって非常に貴重な空間スペースが生まれたものですから、処理施設の上を芝生を張り、スポーツ・レクリエーション、あるいはコミュニケーション施設というようなことで、複合的に地元の市の管理によってスポーツ・レクリエーションなどを行っているところ。カバーで芝生を張っております。ほかの流域につきましても順次整備を予定しているところでございます。

次に、再評価項目についてご説明をさせていただきます。社会情勢等の変化につきましては、桶川駅周辺の区画整理事業といった土地利用状況の変化、あるいは節水型社会の進展に伴う汚水量の見直しなど、状況の変化に対応した工事を進めているところでございます。

また、東京湾の富栄養化対策のための窒素、リンを除去することができる高度処理化も進

めているところでございます。

事業の投資効果でございますけれども、費用便益比は1.51となっております。事業の進捗状況につきましては、用地につきましてはすべて買収済みでございます。工事につきましては、事業費ベースで72.2%でございます。

事業の見込みでございますけれども、コスト縮減の可能性だとか、あるいは代替案の可能性につきましては、前事業と同様でございます、お手元の資料のとおりでございます。

次に、対応方針についてでございますけれども、当事業につきましては、①生活環境の保全や公衆衛生向上に大きく寄与するものでございます。また、②として、荒川並びに東京湾の水質環境基準達成に重要な役割を持つものでございます。そのようなことから、継続とさせていただきたいと思っております。

続きまして、荒川右岸の流域下水道の事業概要につきましてご説明を申し上げます。資料につきましては、4のインデックス307でございます。評価概要資料をお開きいただきたいと思います。

事業名につきましては、荒川右岸流域下水道事業でございます、事業主体は埼玉県でございます。事業箇所につきましては、和光市など10市3町でございます。事業の採択年につきましては昭和46年、事業開始から38年が経過しているものでございます。

次に、事業概要のうち、最下段の事業内容でございますけれども、終末処理場は和光市と川越市にございまして、位置につきましては画面上のTの文字、それからポンプ場についてはPでございます。また、富士見市などの4カ所にポンプ場が設置されておりますけれども、すべて供用しております。

それから、処理場の水処理施設につきましては、先ほどと同じように水量の増加に合わせて順次整備を進めているところでございます。和光市でございますけれども、処理量につきましては全体では8系列でございますけれども、現在は黒で着色しておりました1系列から4系列目と、上の左側でございますけれども、5系列の2分の1が供用しております。また、赤で着色しておりますけれども、2分の1のところでございますが、これにつきましては現在建設中でございます。終末処理場の航空写真でございまして、現在、赤で枠取りをしたものが5系列の半分ということで建設中でございます。

次に、川越市にございます処理場でございますが、こちらは3系列を建設するように位置づけられております。現在、図面上に黒で着色をいたしました1から3系列が供用開始してございまして、赤で囲いました3系列につきまして改築の工事中でございます。こちらのほ

うは終末処理場の航空写真でございまして、赤で縁取りをしたものが現在3系列ということで工事中でございます。

次に、再評価項目についてでございますけれども、これも先ほどと同じように社会情勢の変化等につきまして、圏央道の開通に関連する川越あるいは川島町の周辺開発に伴いまして、土地利用の状況だとか、あるいは節水型社会の進展に伴いまして汚水量の見直し等、あるいは状況の変化に対応した事業を進めているところでございます。

また、東京湾の富栄養化対策、窒素、リンでございますけれども、こういったことを除去するための高度処理化も進めているところでございます。

事業の投資効果につきましては、B/Cは3.22でございます。進捗につきましては、用地につきましてはもうすべて買収済みでございます。工事につきましても事業費ベースで51.9%となっております。事業の見込み及びコスト縮減の可能性だとか、代替案の検討につきましては、先ほどと同じでございます。

次に、対応方針でございますけれども、これも先ほどと同じように生活環境の改善、公衆衛生の向上に大きく寄与するというものと、荒川と東京湾の水質環境基準達成に重要な役割を持つということで、引き続き継続とさせていただきたいと思っております。

続きまして、中川流域下水道事業の事業評価概要についてご説明を申し上げます。インデックスにつきましては308でございます。

事業名につきましては、中川流域下水道事業でございます。事業主体は、同じく埼玉県でございます。事業箇所につきましては、三郷市など10市5町でございます。事業採択年につきましては昭和47年、事業開始から37年が経過しているところでございます。

次に、事業概要の最下段の事業内容でございますけれども、終末処理場については三郷市でございます。位置につきましては、先ほどのTの文字の箇所でございます。それから、ポンプ場が1カ所でPの箇所でございます。ポンプ場についても供用開始をしていると。

処理場の水処理施設につきましては、先ほどと同じように水量の増加に合わせて順次施設を増設しているところでございますけれども、全体では18系列を建設するように位置づけられております。図面上の黒で着色した箇所が1系列から8系列が供用開始をしているところでございます。現在、赤で着色している箇所が9系列ということで建設中でございます。これは、また航空写真でございまして、9系列工事中でございまして、先ほど左のほうにまたのっぺりとした写真でございますけれども、ここも芝生張りをして約6haでございますけれども、地元の三郷市がレクリエーションだとか、あるいはウォーキング等の施設として複合的

に管理をしながら使っていただいておりますという状況でございます。

再評価項目についてご説明をさせていただきます。これも、先ほどと同じようにいろいろな社会状況でございますけれども、越谷レイクタウンの整備などによりまして、区画整理事業に伴う土地利用の変化あるいは節水型社会に伴う汚水量の変化ということで、この変化に対応した事業を進めているところでございます。

また、東京湾の富栄養化対策のための窒素、リン、これも同じく除去するための高度処理化を進めております。

事業の投資効果につきましては、B/Cが3.75でございます。事業の進捗状況につきましては、用地につきましてはすべて買収済みでございます。工事につきましては事業費ベースで53.8%となっております。また、先ほど来申し上げましたように、事業の見込み等につきましては、先ほどの事業と全く同じでございます。

次に、対応方針、これも先ほど申し上げましたとおりでございます。生活環境の改善とか、公衆衛生の向上にも寄与するということと東京湾の水質改善、こういったものについて重要なかわりを持つということで、引き続きまして継続とさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、古利根川流域下水道事業の評価概要につきまして説明を申し上げます。資料につきましては309号でございます。

事業名につきましては、古利根川流域下水道事業、同じく埼玉県が事業主体でございます。事業箇所につきましては、久喜市などの1市4町でございます。採択年につきましては昭和52年、事業開始から32年が経過しているところでございます。また、事業概要の最下段の事業内容でございますけれども、終末処理場につきましては右下でございますが、久喜でございます。Tの文字で示しております。また、ポンプ場につきましては大和町などを含めまして6カ所のポンプ場がございますけれども、すべて供用済みでございます。Pの文字であらわしております。

また、処理場の水処理施設でございますけれども、これにつきましては全体計画で6系列でございます。現在は1系列から3系列が供用開始をしているところでございます。こちらのほうは終末処理場の航空写真でございます。赤で囲った箇所が汚泥濃縮棟の工事中ということでございます。

次に、評価項目でございますけれども、南栗橋周辺の区画整理事業の進展に伴いまして、土地利用状況あるいは節水型社会というようなことで、汚水量の見直しだとか、あるいは状

況の変化に対応した事業を進めているというものでございまして、やはり窒素、リンの除去をしているというものでございます。高度処理化を進めております。B/Cについては1.52でございます。

それから、事業の進捗状況でございますけれども、用地については100%でございます。また、工事につきましても事業費ベースで59.8%の進捗状況でございます。

また、次に対応方針でございますけれども、これも先ほどと同じように1番、2番というようなことから、引き続き継続をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、荒川上流流域下水道事業の評価概要についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、310のインデックスでございます。

事業名につきましては、荒川上流流域下水道事業でございまして、事業主体はやはり埼玉県でございます。事業箇所につきましては、深谷市などの1市1町でございます。事業採択年は昭和60年でございまして、事業開始から24年が経過しているところでございます。

また、事業内容でございますけれども、この処理場につきましては深谷市にございます旧の川本町でございます。位置につきましてはTの文字、それからポンプ場は1カ所でございますけれども、これにつきましては現在、本田谷津地区というところで、Pのちょっと下に丸く黒くなっておりますけれども、本田技研、この会社がここに来るということで、これに伴って荒川を渡るということで、寄居中継ポンプ場を現在建設をしているところでございます。

水処理施設につきましては、全体では3系列を建設するように位置づけられております。スクリーン上で青で示されているところが1系列が現在供用しておりまして、赤の着色が2系列目を建設中でございます。これが2系列目の工事中ということで、航空写真でございます。

再評価項目についてでございますけれども、2010年に稼働予定のホンダ寄居工場の開発等によりまして、土地利用状況あるいは汚水量の見直し等によって事業を進めているところでございますけれども、高度処理化も進めているところでございます。

それから、費用便益につきましては1.47でございます。事業の進捗状況につきましては、用地につきましてはすべて買収済みでございます。工事につきましても、事業費ベースで61.5%となっております。

事業の見込みでございますけれども、これにつきましてもコスト縮減あるいは可能性及び代替案の検討につきましては、前の事業と同じでございます。

また、対応方針につきましても、1、2というような理由から継続とさせていただきたい

というふうに思っております。

続きまして、市野川流域下水道事業でございます。311のインデックスでございます。

事業名は市野川流域下水道事業、事業主体は埼玉県でございます。事業箇所につきましては、滑川町などの3町でございます。事業採択年は平成元年でございます。事業開始から20年が経過しているところでございます。

事業の内容でございますけれども、終末処理場につきましては右側の市野川水循環センターということで、Tのところに滑川町でございますけれども、あります。また、ポンプ場につきましては、滑川町など2カ所ございますけれども、Pでございますが、これにつきましても2つとも供用済みでございます。この水処理につきましては、全体計画では5系列を予定しております。現在、1、2系列が供用しておりまして、赤の着色、3系列目が現在工事中でございます。続きましては、これが3系列目の工事中ということで航空写真でございます。

次に、評価項目についてでございますけれども、2009年の稼働予定でございますホンダ小川工場でございますけれども、こういった土地利用、立地につきまして汚水量の見直し、状況の変化に対応した事業を進めるわけございまして、やはり高度処理化も進めているというものでございます。事業の投資効果につきましては1.59となっております。

それから、事業の進捗状況でございますが、用地につきましては100%、それから工事につきましても事業費ベースで65.3%でございます。事業の見込みでございますけれども、これも先ほどと同じように代替案だとか、そういったものにつきましては先ほどと同じでございます。

また、対応方針でございますけれども、これも1番、2番というような理由から、引き続き継続をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、流域下水道の概要につきまして説明を終わらせていただきます。どうぞ審議よろしくお願いたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで審議に移りたいと思います。今、ご説明ありました都市整備部の11事業につきましてご質問、ご意見いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○田中委員 土地区画整理事業のほうですけれども、ちょっとこの都市計画道路の位置、例えば坂田西地区とかは何となくこれを見てわかるんですが、上日出谷南地区というのはこの色が薄くなっているところが都市計画道路という位置づけでしょうか。必ずしも、道路のよ

うな形によく見えないので、どこに道路が、街路の整備効果ということで挙げられているわけですが、具体的にどの道路を指しているのか。

○松本課長 ちょっと指していきますけれども、真っ直ぐきている道路と、それから横方向の道路、それから縦方向ですか、まだ工事が全部終わっていないので、所々切れておりますけれども、そういう状況でございます。

○田中委員 それで、B/Cなんかを計算するときは、その交通量の予測をして、それではじいているということですよ。どういう形でBのほうが出ているんでしょうか。

○小林主幹 B/Cは区画整理事業と街路、両方ございますけれども、区画整理事業の場合は便益として地代、事業を行った場合と行わない場合の地代の差、それが便益になります。費用とすれば事業費、これは下水道事業を含めた事業費、さらに維持管理費、こういったものが費用になっています。街路B/Cのほうは、こちらは通常の街路事業と同じ考え方でございます。

○田中委員 よく公共事業と書かれるときに、道路はつくったけれども、車通らないなんて話があるんで、それでどういう形で交通量を考えられているのかなというのがちょっと気になったところなんですけれども、わかりました。

○秋吉委員 写真の説明といいますか、していただきたいと思ったのが1つあるんですけれども、302なんですけれども、整備前の道路状況という現況写真1という、隣に現況写真2の都市計画道路の整備状況というのがありますよね、その真ん中にあります止まれのそれと、道路にあります2つですね、そのグリーンの、そこはどういう状況なんでしょうか。

○松本課長 まだ了解を得ていないということで、そこを除いて整備していると……

○秋吉委員 整備の状況、進行中ということなんです。

○松本課長 そういう状況ですね。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

私も、区画整理等、なかなか過去のように順調にどんどん人口が伸びていく時代でもないし、それから地価は一方で上がるような神話はもう崩れた時代ということで、一方で長い時間かけながらいいまちをつくらうというそもそもの理念に基づく制度ですから、なかなか厳しいというのは、もうこの地域だけではなくて、全国津々浦々さまざまところで厳しいんですけれども、そういう中でどうやって計画を見直しをしながら継続をしていくかって大変重要なことで、埼玉県さんの中でも随分そういうことを真摯に常に検討されているというのがあって、今日もそういう事例がご紹介いただいたんだと、事例じゃない、この事業がね、

この評価にかかってきたんだと思います。

そういう意味では結構なんですけれども、ちょっと質問というのは303番あたりで、これもそういう事業でわかるんですけれども、この3ページあたりの図面を見ると、非常にテクニカルな話というか、お伺いしたいのは、こうやって都市計画道路を一生懸命つくる、先行させなければいけないのはわかるんですけれども、この図面だけ見ると、この地区の中の都市計画道路をいかにつくっても、一歩外に出たらどこにも行けないみたいに見えるんですよ、3ページの図面なんかは。

いや、それは100年かけていいまちつくっていくんだから、まず区画整理の趣旨からいっても、そこはやらなければいけないんだということもあるんですけれども、一方でその外、これは違う区画整理かもわからんし、あるいは街路事業でやるのかもわからないんだけど、そういうことに対しての行政の考え方というのかな、それもきっちりあって、それでなければいけないですね。

ただ、ここは図面がもしも、東武東上線沿いにきっちりとした道路があるんだったら、そこまで南に抜ければネットワークとしてはつながるんだけど、もしそうだとしたらそういう図面に変えていただくとか、誤解のない図面にしなければいけない。あるいは、もう外は出てもどうしようもないんだとなったら、それどうするんだということも何らか考え方は示す必要がそろそろありそうだなと思うんですよ。

○松本課長 うちのほうも、事業の効果という面では、中だけやるのではなかなかうまくいかないものですから、ここの中央第二谷中につきましても、まず縦方向の都市計画道路は写真でいくと今半分、3ページでいくと半分今上のほうからできてきております。残りの半分については、今移転をずっと進めております。ここから地区のところがちょうど東武東上線の線路になっておりまして、それから反対側というか下側か、下側につきましては丸山台区画整理のほうで道路をあけておりまして、今その立体の部分は別途事業で着手をしております。ですから、あと二、三年たつと、そこがまずつながると。

それから、左右の方向なんですけれども、そこにつきましてはその左側を今度、和光駅北口土地区画整理事業、ここで外環のところから地区境の黄色いところ、そこにも県道、現道がありまして、そこに早期につなげるということで今事業着手をすぐやるという状況になってございます。ですので、完成を我々としても早く、外環のところにつなぐとか、それから駅の南側へつなぐと。南側は、もう既に区画整理終わっていますので、そうすることによってかなり都市計画道路をつくると、地区内の人たちの利便性が図れるというふうに考えてお

ります。

それなので、次回にはその辺のところの図面をちょっと添付させていただければというふうに思っております。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○藤原委員 まず、この住宅市街地基盤整備事業と土地区画整理事業、この中で幾つか不足が、地価の下落とか、いろいろ書いてありましたね。要するに、事業費の不足を招いているというのが幾つかあって、それに対してそれぞれに工夫をしているというんだけど、それが303は平成16年の事業計画変更によってと。そういうことが、これからそういうことをするのかとか、それから何年に変更をしたとか、その辺が何か余り明確に書いていなくて、何となくお金が足りなくなったけれども、何となく足しますからと言っているような感じがちょっとするんです。

ですから、どういうことで足りなくなり、そしてそれについては事業を何年に、またはこれから今後何年にこういうことを計画を変更して見直しをつけるということを、割とこう皆同じような形で書いておいていただけると見やすいなと思うんですけども、どれもみんな、こっちはお金なくなったと書いてあるんだけど、それをずっと追いかけていくと、どういう理由で大丈夫になったのかとか、それを文章を追っかけてみて、それを整理して統一を図って予算計画を立てたということがあるといいなと思いました。

それから、もう一つは、下水のほうも一緒によろしゅうございますか。下水のほうは、細かく言うと何かいろいろとあるんだけど、まず管渠が大変だろうと思う中で、これだけある中で2つは管渠が完了しているというのがありました。あとは管渠がまだで、それはこの流域下水の場合は末端じゃないから、ある程度道路の下ということで、計画立てられるところなのでしょうか。それがまだおくれるというか、時間がかかるというのはどうしてなのかなということと。

だから管渠の問題と、それから施設の問題と、ポンプ場はみんなできているけれども、終末処理施設がどのくらいおくれるというか。でも、これは見ていると、最初の計画からだんだんふえていかざるを得ない状況が見えるし、よくわかるんです時間かかるということは。

それで、もう一つ、普及率というのは幹線にあって、そこから各戸の末端に入っていきますよね、その各戸の普及率なのか、どういうことが普及率なのかを教えてください。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

○松本課長 それでは、区画整理のほうからでございます。屋井先生からもおっしゃられましたように、前回の評価した後、事業者としてどんなことを実施したのかとか、そういったことをもうちょっと我々としても公表するとか、アピールするということは大変重要で、それを先生方にご説明して理解していただけるような資料を出すのが我々の仕事だというふうに理解しておりますので、添付させていただければと思っております。

つい、この資料に沿って、この中で表現しようとなると、なかなか難しいものですから、別途の資料みたいな形で……

○藤原委員 別途資料よりも、ここに何年の事業計画とか、そういうことがきっちり書いてあればいいんじゃないかと思うんですよ。どういうことを思っているの、書き切れない。

○松本委員 なかなかちょっとこれ、この内容で書いていけと言われると、なかなか厳しいこともあって、事業者として例えば見直しをどうしたかとか、そういったものを添付させていただいたほうが表現しやすいものですから、それでもよろしいでしょうか。

○藤原委員 でも、それを行ったり来たり見るよりも、できたら……

○松本課長 様式は、ただある程度、4つ全部統一するというような形でいかがでしょうか。

○屋井会長 これ様式どちらでつくっているの、この1枚目の表は。これ各あれですか、部局でつくられるんですか、基本的には統一フォーマットでしょう。どちらの部署。

○鈴木主査 県土整備部の県土づくり企画室のほうで作っております。

○屋井会長 ああそうですか。じゃ、今のご意見も大変重要なご意見なので、フォーマットを修正できたら、書き込む事項がまたふえるけれども、だけれどもコンパクトにね。

○藤原委員 いや、ある意味本当に簡潔に、何年に見直したのか、どういうことで見直したのかがわかれば、随分……

○屋井会長 その根拠だとかね、法律だとか、法定計画では専門家もいるし。

○藤原委員 予算の使い方が見えてくる……

○屋井会長 重要なところなんで、よろしく願います。

○山口課長 下水道でございます。

先ほど、管渠のお話が出ましたけれども、管渠につきましてはおおむね92%がもう終わっているところでございます。残っている箇所というのは、各市町村で計画はしておりますけれども、一番最上流部で当面整備量がないというところの1区間だとか、あるいは投資効果を早めるためにバイパスルートみたいな、ああいう1期計画、2期計画みたいなものをつくっていて、最初に1期計画を供用して、2期目については流量の増加に応じてつくっていこ

うということで、そういうところが主でございます。全体的には45万mぐらいが全体計画として、42万がもうできているところでございますので、この先、流量の増加に伴って能力不足になれば管渠をつくっていくと、そんな状況でございます。

それから、施設につきましては大体64%ぐらいがもう既にできているところでございます。施設につきましても、先ほど説明の中でお話したかどうかですけれども、市町村の面整備をすべて行えば計画の処理施設というのは全部一時にできなければならないということですが、ただやはり長い期間、大きな金も投資しますけれども、そういったところで長く長期にかかりますものですから、汚水量に合わせて見込みを立てて、県では順次施設を増設していくというものでございます。

それから、普及率でございますけれども、これもやはり市町村で、その区域の流域といいましょうか、市町村の行政区域の中にいわゆる普及促進が図れて、これから使いますよという人口を行政人口で割ったものでございます。それが普及率でございます、埼玉県では74.5%というような状況でございます。これは各市町村によって大分差がございますけれども、平均は74.5%という状況でございます。

○藤原委員 そこはもう、その方たちは、そこにちゃんとつなぐことがもう決まっているわけですか。

○山口課長 下水道法上では、3年以内に速やかにつないでほしいということをお願いしておりますけれども、まだまだ接続率が低いところもございます。

○藤原委員 そこが一番問題なんですよ。

○山口課長 これは、市町村のほうにもお願いをいたしまして、早くつなぐようにお願いをしているところでございまして、本当に……

○藤原委員 実態は、もうちょっと下がりますか。

○山口課長 普及率は74.5%でございますけれども、これは普及促進が図れるよという区間でございまして、実際に接続をしているのは全体の人口からして、面積からして、接続できるよという接続率については大体県の平均が93%ぐらいでございます。各市によって60%のところもあれば、70%もあるというような状況で、これは本当に市の方にもお願いをして、早くつなぐように各戸にお願いをしていただけませんかという啓発をさせていただいております。

以上でございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

○秋吉委員 流域下水道の事業のことについてお聞きしたいんですけども、終末処理場というの設備なんですけれども、随分年月がたっている中で、みんな同じ設備で設置していらっしゃるのかどうかということなんです。年月がたちますと、技術革新なんかがありまして、水準が高くなるというようなこともあるのではないだろうかと思うんですけども、それでその場合には、そういう新しい技術を建設の時点において入れていらっしゃるかどうかというようなことです。

それから、この資料とかパワーポイントでは、私が見たところ310と311は系列の工事中というところのイラストといいますか、図がほかのとは違うようだったんですけども、同じ設備なのかどうかということです。

いずれにせよ、私がお聞きしたいのは、1度決めた設備、それをそのままどこもかしこも全部で11カ所でしょうか、同じように設置なさるということかということと、その間の技術革新に関してどう対応なさっていらっしゃるのかというのを、まずお聞きしたいんですけども。

○山口課長 委員のおっしゃるとおりでございます、もちろん技術革新、相当進歩しております。そういった中で、基本的には池の大きさだとか、深さだとかというのは、当初考えていたものなんですけれども、これが窒素、リンを取ることによって、さらに滞留時間といましようか、水槽の中に入れておく時間が相当長くなります、窒素、リンを取るためには。そういったことで、深くなったり何かいろいろします。

それから、設備については、おっしゃるとおり省エネだとか、省コストだとかという機械を選定して、今の革新に合ったような機械を選定をしております。

それから、この丸と楕円形と、これはちょっと楕円形になって……

○秋吉委員 最初のほうは……

○山口課長 ちょっとお待ちください。

四角うございます。

○秋吉委員 四角だったですね。

○山口課長 では、これでちょっと説明をいたします。

例えば、7系列の赤の囲ってあるところですけども、これについては左側に1つますがあって、真ん中にますが切れていて、次にまたこうあるんですけども、その中で最初に汚水が流れてくるところは大きなごみを取ったり、下に沈降させるという役目があって、最初沈殿池という役目があるんです。その真ん中のところは反応タンクといいまして、いわゆる

微生物が空気を送り込むことによって活発になってと、これは川の上流部でやっていることをですね、微生物はもちろん自然界の微生物が汚物を食べて浄化する自浄作用がありますから、それを真ん中のところでやっているんです。右側のほうは最終沈殿池で、きれいになった浄水を消毒して河川に放流すると、こういう役目でございます。

先ほどの楕円形のものについては、これは計画人口だとか、汚水量だとか、非常に小規模なものでございまして、これは市野川だとか荒川上流だとか、小川、嵐山、滑川、あとは寄居のところと深谷のところにあるんですけれども、この丸は先ほどの最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池というふうに分かれておりましたけれども、この楕円のは非常に流れるプールのように多くの長い距離をゆっくりと回流すると。先ほどの真ん中にあった反応タンクと言いましたけれども、これ全部が反応タンクなんです。先ほどのところでいくと、十三、四時間の1日の工程ですけれども、これについては約24時間ぐらい、ずっと長く滞留をさせると。非常に汚水量が小さくて規模が小さくて簡単な施設ということで、これはヨーロッパだとか、そういうところで最初に開発された処理場なんです。簡単にいえば、ぐらぐら煮え立ったおみそ汁をお茶わんに入ると、しばらくするとずーっと沈降しますですね、あの原理がこれなんです。右側に丸がありますけれども、これが最終沈殿池で、ここでやはりまたきれいにした上ずみを消毒して河川に出すと、そのような違いでございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

○室久保委員 引き続き、山口課長さんで下水道です。

番号でいうと310、311、経済界ということで例のホンダ関連です。ご承知のとおり世界同時不況の中で、特に業種で車が相当これから大変なのはわかっているんですけれども、そうはいっても今のところマザー工場については変更ないというふうに、我々もホンダからはそういう情報ももらっています。

この評価概要、いろいろありますよね、評価手法とかありますけれども、ホンダの寄居だ小川だと書いてある割には、その辺が反映されているのかなというのがちょっと数字的にわからないところがありますので、特に310、これは深谷ほかということですが、実はホンダ、協力下請、相当土地も動いています、足りない。すぐにどうなるかということ、ちょっとここでの不況の中では動き方が鈍くなるかもしれませんが、そういうもの。それから、商業施設関係も相当ふえてきますよね、それだけまたちょっと期待しちゃっているという話になって申しわけないんですけれども。

そうだとすると、例えば310あたりで、この表の見方をちょっと教えてもらいたいんです

が、別表1ですよね、これ寄居、深谷ですよね。例えば、当初全体計画、変更全体計画、そもそも事業採択後10年を経た事業にかかわる評価手法の選定表というんですが、この例えば現行全体計画というのは、これは今の時点を言っているんですかね、これは。今の時点とすれば、それほど例えば処理人口なんていうのはふえていないから、今はですよ。そう見ればいいんですか。

いずれにしても、再評価に当たっては、そういう今後の要因や、推測しにくい部分というのがあるのはよくわかっているんですけども、そういうものもどのくらい、どう反映されているのかというのがちょっとお話の中で、ホンダの話をするのであれば、ちょっとその辺の説明、もしくは資料、この辺がやはり説得のあるものでないと、再評価どうなのかなという、すみません、素朴にそんな気がいたしました。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

○山口課長 ただいまの質問でございますけれども、これはあくまでも現行の全体計画ということで、ホンダ工業が入るための全体計画にはなっておらなかったものでございます。今後、当然それによって施設を見直しをしなければならないとか、あるいはそういうことが出てきますけれども、そういった中でホンダについては汚水量については一部エンジン工場が小川町、それから車体工場が寄居町ということになるそうでございます。水量については、やはりトータルでは従業員数が2,000人というようなことで、月産20万台ということで世界的に環境のための低燃費の車をつくるというようなことで、そういった相当な従業員が来るということで、汚水量も相当ふえるというふうに見込んでおります。

そういったことから、先ほども通常でいえば、面整備の整備によって汚水量が増加することによって施設を増加していかなければならないということですが、これはあくまでも21年の秋には開業を一部すると、1期計画はするという段階でございますので、それに合わせてそういった施設も増設すると。先ほどのポンプ場も、新たにホンダを受け入れるために建設をしなければならないというような状況で、これに関してのいわゆる汚水量、相当期待しているところがございます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

ちょっとこの下水道のところは、これは過去にこういった形で再評価をやったものがありますか、初めてですか。

○山口課長 10年に一度やって。

○屋井会長 ほかに、もう流域下水道というのは事業ないですね、ここだけね、今回初め

て出されたということですか、そうですか。

そういうこともあるので、ちょっとお願い事項は、この様式3という頭紙、これは結構重要な頭紙なので、やはりここをコピー・アンド・ペーストみたいな、どれ見ても同じみたいなのは、もともとやる気が感じられないというか。ですから、ちょっとひどい、レベルがひど過ぎる。

それから、例えば一例を挙げたほうがいいので、306あたりにしますか。10年前はやっていないんだから、自己申告なんだけれども、今回全部事業費が上がっていますよね、倍上がった、3倍上がったみたいな。その理由、そこまで書いていただいた以上は、やはりその理由がちゃんとしていないといけないと思うんだよ。

それで、この1枚紙には、おおむね計画汚水量が減少する見通しだというふうに書かれているんですよ、どれも。実際には、減少していないように見えるものもあるんだけれどもね。

一方で、流入水量の推移を考慮しながらという事業の見込みの視点からいうと、そのスライド上はみんな増加すると書いてあるのね。実際に306なんかの4枚目を見ると、これが先ほどお話にまさに出たところですけども、この場合処理人口というのは多少ふえるけれども、流入水量は減るといふ、現行計画は当初計画と比べると。これだけ見てしまうと、やはり流入水量は減るなというふうに思うわけですね。ふえているものもあるんだけれども、減っているのも結構多い。処理人口についても、ふえているものもあるけれども、減っているものもある。これはそれぞれ違うように見えるんだけれども、1枚目に書いてあるのはみんな同じことが書いてありますね、これで事業費だけ上がっているというんですよ。ここが余にもひどい資料だなというのが1点目。

それから、この306の6ページには、感度分析が行われているんだけれども、これはむしろちゃちゃじゃないかなと思うのは、感度分析というのは便益が期待したほど得られるかどうかというのを見ていくんですよ。だから、そこは振らせるという必要があつて、例えば事業予測みたいなものにかかわっているんだったら、そこも本当は振らせるのがベターだけれども、それやり始めると大変だから、では便益を直接振らせようということで、簡便にやりましょうと。ただ、そのときに費用も振らせちゃったら、B/Cの値変わらないんです、例えば、便益が半分になったけれども、費用も半分ですといたらB/C変わらないでしょう。これそんなことをやっているんですよ。

だから、これをもしやるんだったら、この6ページの右側の感度分析の結果、現在価値化した総費用というのは下位ケース、例えばこんだけ減るといふんだったら、その根拠を示さ

なきや。これだけ安く費用を済ませられるというんだったら、こういうふうにしたら安くなるケースもありますよということで感度分析やるんならわかるけれども、便益が減ったと同時に費用も減りますと、本当かいなという、ここら辺は事業によっては農業系の事業なんかは、何かそういう身がわり費用だ何とかしているいろいろあるもんで難しいことをやっていて、しかしロジックとして合わなくなってしまう可能性があるのですね、ここを気をつけてもらわないと、これなんか直感的に見るとおかしいですよ。便益が減る、費用も減るといふ、これが感度分析かと。

それと、もう1点は、その便益なんですけれども、8ページのところに便益が書いてあるんですけれども、この便益というのは街路事業というかな、道路つくりますみたいなのは結構簡単で、つくれば早く行けるからそこで利用者の時間短縮に便益あるんだらと想像つくんだけれども、この場合の便益というのはどうやって算定しているかということをご説明がどこかにないと全くわかりません。

それから、特に長い事業だから、過去の昭和56年から今に至るまで、これは推計なのか実績なのか。実績であったら、もちろんベターなんですけれども、実績としたらどういう計算をしているのかということがね、これは非常に説明しやすいはずだから、将来の予測みたいなものが入ってきますよね。そういうことも内訳を書いていただくと、ここがもう非常にクリアになってくるんです。

ちょっと今回、初めてということもあって、過去との比較については自己申告でやっていたらいいんですけども、とにかく事業費が物すごくふえているというところだけ見ると、やはり誤解も受けやすい、与えやすいので、そこら辺をきっちり説明を一緒にしていただけるといいと思いますので、ぜひ次回までというのかな、お願いしたいです。

何かご意見あったら。

○山口課長 先ほど、事業費が相当増額しているものについては、従来では活性汚泥法の代表する2次処理、これでBOD、水質と異質、浮遊物ですね、こういうものを除去するだけでよかったということでございましたけれども、平成7年に富栄養化対策、東京湾もそういった対策に応じて直轄の流総計画が各都県に窒素、リンの除去配分をしたということから、埼玉県でも高度処理をしなければならなくなったということで、相当施設の建設を高度処理化しなければならぬということで、相当な事業費が上回っているものでございます。

それから、汚水量の減少につきましても、ごもつともございまして、現在も相当下がっておりますし、節水型社会というようなことで使用する水量も大分下がっておりますので、

これにつきましても再度、記入の方法だとか、そういったものを詳細に検討させていただきたいと思います。

それから、便益の内訳、これはもうぜひさせていただきたいと思います。算定の説明についても、これはおっしゃるとおりでございまして、説明を早速記入させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○屋井会長 どうもありがとうございました。では、ちょっとその辺は宿題として、ぜひお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○秋吉委員 費用の増額のところで、今のご説明の中で、高度処理化に係る費用というものが増額でかなりを占めるというふうにおっしゃったと思うんですけども、目安といいますか、大まかにそれが増額に占める割合というのは、どのぐらいなのでしょう。ちょっと細かくて申しわけないんですけども。

○山口課長 はっきりは申し上げられませんが、従来の倍くらいには増額になるのではないかなというふうな、感覚で大変失礼でございまして、そのようなことでございます。

○秋吉委員 ありがとうございます。

○藤原委員 これも質問かな。下水道のところは、非常に何といたらいいんでしょう、長い時間かかるし、それは流域の社会の後追いというとおかしいけれども、それに対応していかなければならないから、いろいろなもろもろの問題が発生してくるし、まだ生物処理しか今やっていないから、今度、窒素、リンが、赤潮、青潮で出てきたけれども、まだこれからわからないですよ、いろいろな化学物質系のもとか。

そういったことが、この事業というのはどこかで一度、途中でこれが入ったわけですよ、窒素、リンが加わって、金額もその分が入って高くなったのかとか、やはりその整理がひとつ欲しいと同時に、どこかで完結するのかしら。

逆にいうと、もう私、下水道というのもずっと今度管渠も悪くなってくるし、施設のCO₂の排出の問題も出てくるから、そういうのに対応していかなければならないし、もうずっと人間の流域の暮らしがあり続ける限り、こういったものというのは追っかけていかなければならない。こういった事業というの、どんなものなのでしょう。変な聞き方だけれども、1回この施設が完了して維持管理ということになっていくのでしょうか。これは余計なことかもしれませんが、質問です、こういった施設に対して。

○山口課長 かなり前の計画を各市町村がいろいろつくって、県もそうでしたけれども、市町村の計画を集めて県の計画とするわけですが、この汚水処理施設、この中には下水道もある、合併浄化槽もある、農業集落排水もある、また開発団地のコミュニティプラントもあるというような、こういった4つの施設があるわけですが、そういった中で各市はやはり流域化になって、そういったエリアを出すときに相当大きなエリアを計画に入れていたわけです。実態的にこのまま進んで、まばらにあるようなところもこの流域でやるのかと、公共下水道でやるのかというような、相当な各市町村でもそういった検討が今なされているところでございます。

この排水処理整備総合計画というのは、これは県の環境部のほうで窓口になっていて、平成16年度に策定がされたものでございまして、これを今年もしくは来年から、この構想を見直していくということでございまして、実態に合わせて下水道計画を見直していこうということでございまして、多分そこでいいますと、この下水道の役割といたしましうか、調整区域まで公共下水道でやるというようなことも縮小されていくのではないかなというふうなことを思っております。

この収容期間については、今64%の処理施設でございますけれども、そういったものをこれから汚水量に見合わせて増設していくということになるかと思っておりますけれども、そういったことでこの事業の終了期間というのは、本来であればその計画が達成したときが終了期間ということになりますので、今言った生活排水処理構想みたいなもの見直しによって、またさらにこの計画が変わってくるのではないかなというふうなことを思っておりますけれども、そんなところでよろしいでしょうか。

○藤原委員 ずるずると、その辺をどこかで切ったり、整理したりしないと、わかりますよ、それはわかりますけれども……

○屋井会長 まさに、私も同じように、皆さんそうだと思うんです。だから、上位計画として将来きっちりビジョンも持ち、その将来計画も短期的に見直ししながら、そのニーズに合わせるようにして持ち続ける、これは必要ですよ。

ただ、事業計画や事業そのものが何十年にわたってずっとずるずる続いているというところは、やはりクエスチョンが出るころでもあってね。

だから、事業内容が違えば、その上位計画に対応して、今度はこういう事業を、まさに生物の問題であれば、こういう新しい、そういうことが必要になりましたということを計画にも位置づけて、そういう新しい事業として改めて進めると、これは大変重要な事業ですよと

いうことのメッセージもちゃんと出すと、それはいいことなんだけれども、それを全部、事業内容が変わっていても、同じ事業の中で延ばしながら何十年もやりますというのが、どうも見せ方としていいのか、それがアピール十分できるかという、ちょっとクエスチョンついてしまうところだね。

一方で、計画という形の上位計画である荒川流域云々というのをきっちりお持ちになって下水道のやっておられるわけです。そこはそことして、またこういうことが将来必要だよということをアピールしなければいけない対象ですよ。その辺をどう事業そのものと、どう使い分けてアピールしていくかというあたりをお考えいただくと、またいいんじゃないかと思えますよ。

事業が何十年という、どうもちょっと何かずるずるという感じがあって……

○藤原委員 ずっと追いかけていかなきゃならない。

○屋井会長 一たん終わつたと、基本施設は終わったというふうに言って、ただし改めてこれが要るんだと、こう言ってもらえるといいかもわかりません。

いずれにしても、そろそろよろしいでしょうか、一たん終わらせていただきます。どうもありがとうございました。この委員会の性格上、埼玉県さんの行政としての説明責任、このあたりをできるだけサポートしようという趣旨、これもこの委員会の趣旨として強いですから、監視ばかりしているというんではないんですけれども、そういうことでよろしく願いしたいと思います。

それでは、その他に移ります。報告事項について、担当課長さんのほうからよろしく願いいたします。これはその他ですね、どうぞ。

○朝堀課長 河川砂防課でございます。

今日は、砂防系の事業、地すべりや急傾の事業の説明をさせていただきましたが、国庫補助の河川事業の再評価につきまして、報告させていただきます。

お手元の資料の青いラベルの資料5でございます。

埼玉県公共事業の再評価を平成10年度から行ってございまして、国庫補助河川事業につきましては平成15年度に1回行っております。当然、今年度の国庫補助河川事業で、前回から継続している事業は再評価を行うということになるはずですが、一方で平成9年度に河川法が改正されてございまして、その中で河川整備計画をつくりなさいというふうに法律が変わってございます。その河川整備計画をつくるに当たって、学識経験者から構成される委員会などの意見を聞いて河川整備計画を策定した場合には、その行為をもって再評価の手続きが

行われたものとみなすということになって、それが国土交通省所管公共事業の再評価実施要領で定まっております。

埼玉県では、平成18年の2月から4月にかけて、管理している148河川の河川整備計画を策定してございまして、先ほどの実施要領に基づきますと、今度再評価を行うのが18年から5年後でございまして、22年度以降に再評価をするということになりまして、今年度は河川の補助事業の再評価はないということでございまして、そのご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田） それでは、こちらから今後の委員会の開催予定についてご説明させていただきます。

今日が第1回で、第2回を11月の21日、現地視察を12月の1日、それから最後になりますが、第3回の委員会を来年、1月の9日に開催する予定としております。

なお、第2回の委員会では、県土整備部の審議案件8件と、それから農林部の審議案件4件を予定しております。第3回の委員会におきましては、本日の審議をお願いしました案件と第2回の委員会の案件、今年度の審議案件すべてについて、いただいた宿題に対するご説明をさせていただきます。現地調査、現地視察のそれも踏まえまして、意見の取りまとめをしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○屋井会長 どうもありがとうございました。

何かご注意等、ご意見ございますでしょうか。

それでは、以上で本日の議事等はすべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行へのご協力、どうもありがとうございました。

○事務局（池田） 長時間にわたりましてご審議いただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成20年度第1回埼玉県公共事業評価監視委員会を閉会させていただきます。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後4時35分閉会